資料２

建設キャリアアップシステムの利用方法について

「建設キャリアアップシステム　シンボルマーク」

目次

1．システム画面の閲覧イメージ（P2～6）

2．システムのメリット（書類作成支援のイメージ）　（P7～17）

3．建設キャリアアップカード等（P18～20）

4．システムの利用料金（P21～23）

5．登録申請の概要（P24～29）

6．書面申請における留意事項（P30～32）

7．普及･利用促進に向けた取組（P33～40）

8．システムの開発スケジュール（P41～43）

9．建設キャリアアップシステムの利用規約、Ｑ＆Ａ（P44～49）

1. システム画面の閲覧イメージ

建設キャリアアップシステムの現場管理の効率化

国土交通省

【事業者による所属技能者の情報管理の合理化】

○事業者は自社の所属技能者の情報を一覧で表示し、各所属技能者の就業履歴の他、有資格者数や社会保険加入状況を確認することが可能。

○所属技能者の就業履歴を歴日毎に集計できるので、労務管理等の業務の効率化が図れる。

【元請、上位下請業者の現場管理の高度化】

○元請事業者、上位下請事業者は、現場に入場している全ての協力会社や技能者の稼働状況をリアルタイムに把握可能。

○さらに、現場に従事する技能者の保有資格、社会保険加入状況や就業経験などを正確に確認できる。

現場の情報を迅速に把握！

一覧から事業者を選択して、事業者情報・現場に入場した所属技能者一覧、技能者情報を閲覧できる

・社会保険加入状況等の確認の効率化

・書類作成の簡素化・合理化

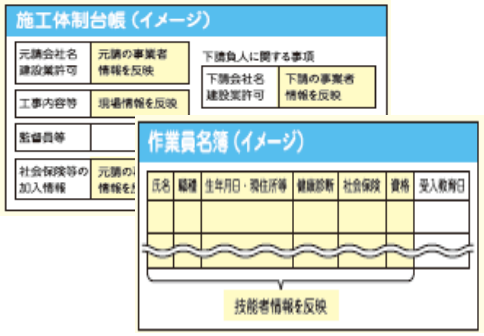

・建退共関係事務の効率化

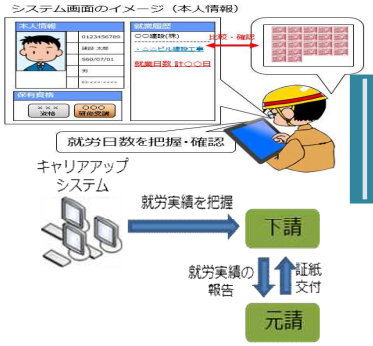

書類作成の簡素化・合理化などを通じて、企業の生産性を向上させ、適正な施工確保に注力

システム画面の閲覧イメージ①

一般財団法人 建設業振興基金

1．技能者が自身の情報を閲覧

技能者は、
- 技能者情報（本人）【①】、就業履歴情報【②】として自身の情報を閲覧できる
- 自身の経歴を証明する書類として出力・印刷できる

①技能者情報（本人）

本人情報			証	開
	ID	123456789012	■	■
	氏名	建設　太郎	☑	■
	生年月日	S45 1970/07/07	☑	☑
	年齢	49歳	☑	☑
	性別	男	□	☑
経験年数 20 年	住所	東京都〇〇市 〇〇〇〇-1-23-4	☑	☑
	電話番号	03-1234-5678	■	□
	緊急連絡先	03-1234-1234	■	□
	FAX	03-1234-5679	■	□
	メール	〇〇@〇〇.co.jp	■	□
	国籍	日本	☑	■
	在留期間	--	☑	■

職種	証	開
大工	■	■
足場とびエ	■	■

保有資格			証	開
登録基幹技能者講習	登録建築大工基幹技能者	2015.12.20	☑	☑
技能検定	一級建築大工技能士	2005.03.20	☑	☑
建築士	木造建築士	2012.01.18	☑	☑
技能講習	足場の組立て等作業主任者	2003.04.05	☑	☑
特別教育	ロープ高所作業	2003.02.17	□	☑

学歴・指定学科			証	開
〇	〇〇大学	建築学科	☑	☑

表彰実績		証	開
優秀施工者国土交通大臣顕彰	2014.10.20	☑	☑

所属事業者	雇用日	証	開
〇〇建設(株)	1993.04.06	☑	■

社会保険加入状況			記号・番号	証	開
健保	〇	協会健保	12345678-12345678	☑	■
年金	〇	厚生年金	12345678-12345678	☑	■
雇用	〇	---	12345678-12345678	☑	■

健康診断			証	開
一般検診		2019.04.20	☑	☑
特殊検診	石綿肺	2018.12.05	□	☑

労災保険特別加入状況		番号	証	開
一人親方特別加入	—	—	□	■

退職金共済		被共済番号	証	開
建退共	〇	123456789	☑	■
中退共	—	—	□	■

②就業履歴情報

技能者就業履歴

ID：123456789012
氏名：建設　太郎
期間：2018年06月01日～2019年06月30日

所属事業者	現場名	就業年月	就業日数
〇〇建設(株)	東京都〇〇区△△アパート	2018.06	19 日
〇〇建設(株)	埼玉県××市〇〇マンション	2018.07	18 日
〇〇建設(株)	千葉県□□市××アパート	2019.06	20 日
計	84現場		245 日

一覧から技能者を選択して、技能者情報・就業履歴情報を閲覧できる

2．事業者が自社に関する情報を閲覧

事業者は、
- 事業者情報（自社）【①】として自社の情報を閲覧できる
- 所属技能者の情報を一覧で表示【②】できる
- 所属技能者一覧【②】から技能者を選択して、技能者毎の技能者情報【1-①】、就業履歴情報【1-②】を閲覧できる
- 所属技能者の就業履歴を一覧で表示【③】できる
- 有資格者数、社会保険加入率などを集計できる機能【④】を備える予定

①事業者情報（自社）

事業者情報（自社情報）		
事業者 ID	123456789012	
商号・名称	〇〇建設(株)	
代表者名	〇〇　〇太郎	
所在地	東京都〇〇市 〇〇〇〇-1-23-4	
電話番号	03-1234-1234	
建設業許可（業種・番号・年月）		
123456	13	東京都知事　H32年07月10日まで
	特	土 建 鋼 舗
	般	大 と 石 屋 タ 内 園 水
社会保険加入情報（整理記号等）		
健保	〇	協会健保　12345678
年金	〇	厚生年金　12345678
雇用	〇	---　12301-912342

②所属技能者一覧

ID	氏名	性別	職種		年齢	保険加入 健保	年金	雇用
123456789012	建設　太郎	男	1	大工	49	〇	〇	〇
			2	足場とびエ				
123456789013	〇〇　〇男	男	1	宮大工	52	〇	〇	〇
123456789015	〇〇　〇次郎	男	1	大工	42	〇	〇	〇
123456789016	〇〇　〇彦	男	1	足場とびエ	31	〇	〇	〇
123456789018	〇〇　〇美	女	1	木工	24	〇	〇	〇

③所属技能者就業履歴一覧（歴日毎）

出面集計表

雇用事業者　〇〇建設(株)
就業年月　自 2019/6/1　至 2019/6/30

「技能者出面情報」より　本表に直接入力

月次一括確認

ID	技能者名	現場名(場所)	建退共加入	就業日数	1 金	2 土	3 日	4 月	5 火	6 水	7 木	8 金	9 土	10 日	11 月	12 火	13 水	14 木	…	27 水	28 木	29 金	30 土	残業(h)	深夜(h)	休日(日)	確認	メモ
123456789012	建設　太郎	××アパート	〇	20				1	1	1	1				1	1	1	1		1	1	1	1				☑	
123456789013	〇〇　〇男	××アパート	〇	21				1	1	1	1	1			1	1	1	1		1	1	1	1				☑	
123456789016	〇〇　〇次郎	□□マンション	〇	18	1			1	1	1	1	1			1	1	1	1		1	1			3.5			☑	
123456789018	〇〇　〇美	××アパート	〇	18				1	1	1	1	1			1	1	1	1					1				☑	
	計	3 現場		119	3	0	0	6	6	6	6	6	0	0	6	6	6	6		5	5	3	3	0	13.0	0.0	0	

※雇用事業者用　所属技能者の出面表　　2019年6月30日現在

就業日数を活用し、建退共証紙の必要枚数の確認が可能になります。

④技能者情報の集計

所属技能者情報		
所属技能者数		〇人
有資格者数		〇人
登録基幹技能者		〇人
技能士		〇人
免許		〇人
その他資格		〇人
技術検定		〇人
建築士		〇人
保険加入率	〇%	3保険加入
健保	〇%	適用除外を除く
年金	〇%	
雇用	〇%	
建退共加入者		〇人
中退共加入者		〇人

システム画面の閲覧イメージ②

一般財団法人 建設業振興基金

3．稼働中の現場における元請事業者、上位下請事業者が現場に関する情報を閲覧

稼働中の現場における元請事業者、上位下請事業者は、
- 自社に関する現場を一覧表示【①】でき、一覧から現場を選択して現場情報【②】を閲覧できる
- 現場に入場している下位事業者の情報を一覧で表示【③】でき、一覧から事業者を選択して、事業者情報【2-①】、現場に入場した所属技能者一覧【2-②】、技能者情報【1-①】を閲覧できる
- 現場に入場した技能者の就業履歴【④】を閲覧できる

①自社に関する現場一覧

自社に関する現場一覧
雇用事業者　〇〇建設(株)
就業年月　自　2019/6/1
至　2019/6/30

現場名	住所	元請名
××アパート新築工事	千葉県〇〇市〇〇〇〇1-23	□□建設
△△ビル新築工事	東京都□□区××2-4	××JV
□□マンション改修	東京都△△市△△6-1	△△建設

②現場情報

現場情報

現場 ID	123456789012		
現場名	××アパート新築工事		
住所	千葉県〇〇市〇〇〇〇1-23		
元請名	□□建設		
発注者	△△住宅		
工期	2019.06	～	2019.09
工事内容			
建築			
用途	共同住宅	建築面積	〇〇〇〇㎡
構造	木造	延床面積	〇〇〇〇㎡
階数	〇階		
土木			
工種		工法	
概要			

③下位事業者一覧 ※現場稼働中に限る

下位事業者一覧
事業者名　▽▽建設（株）

現場での自社の立場	現場		事業者			代表者名	住所
	現場ID	現場名	施工体制に登録した次数	事業者ID	事業者名		
元請事業者	CD1234	〇〇工事	一次	AB3456	〇〇建設	〇〇 〇〇	東京都〇〇市〇〇3-23
元請事業者	CD1234	〇〇工事	二次	CD1234	□□工業	〇〇 〇〇	千葉県〇〇市〇〇34
元請事業者	CD1234	〇〇工事	三次	EF5678	△△工務店	〇〇 〇〇	東京都〇〇区〇〇2-13
下請事業者	RS4567	△△新築工事	二次	GH6789	××鉄筋	〇〇 〇〇	東京都〇〇市〇〇1-24-3
下請事業者	RS4567	△△新築工事	三次	OP2345	■■鋼業	〇〇 〇〇	埼玉県〇〇市〇〇56

④就業履歴一覧

作業員履歴一覧情報
元請上位事業者　□□建設(株)
現場名（場所）　××アパート
就業年月　自　2019/6/1
至　2019/6/30

事業者名	技能者名	就業日数	作業内容等	立場	健康診断受診	社会保険加入	建退共加入
〇〇建設(株)	建設　太郎	20	大工工事		〇	〇	〇
〇〇建設(株)	〇〇　〇男	21	大工工事	職長	〇	〇	
〇〇建設(株)	〇〇　〇美	18	大工工事		〇	〇	〇
××工務所	□□　□郎	15	大工工事		〇	〇	
××工務所	□□　次郎	15	大工工事		〇	〇	〇
××工務所	□□　太郎	20	電気設備工事	職長	〇	〇	〇
××工務所	□□　花子	20	電気設備工事		〇	〇	〇

一覧から事業者を選択して、事業者情報【2-①】・現場に入場した所属技能者一覧【2-②】・技能者情報【1-①】を閲覧できる

4．事業者が他社に関する情報を閲覧

事業者は、
- 事業者情報（他社）【①】を検索して閲覧できる
- 技能者及び所属事業者が同意した範囲で、技能者の情報を所属技能者一覧【②】、技能者情報【③】、就業履歴情報【④】として閲覧できる（初期設定は、非開示）

①事業者情報（他社）

事業者情報（自社情報）

事業者 ID	123456789012		
商号・名称	〇〇建設(株)		
代表者名	〇〇　〇太郎		
所在地	東京都〇〇市〇〇〇〇-1-23-4		
電話番号	03-1234-1234		
建設業許可（業種・番号・年月）			
123456	13	東京都知事	H32年07月10日まで
	特	土 建 鋼 舗	
	般	大 と 石 屋 タ 内 園 水	
社会保険加入情報（整理記号等）			
健保	〇	協会健保	12345678
年金	〇	厚生年金	12345678
雇用	〇	[illegible]	12301-912342

※他社が閲覧する場合、番号の漏洩防止のため、社会保険加入状況、退職金共済の情報は一部のみ表示

②所属技能者一覧（同意した範囲）

所属技能者一覧
雇用事業者　〇〇建設(株)

ID	氏名	性別		職種	年齢	保険加入		
						健保	年金	雇用
123456789012	建設　太郎	男	1	大工	49	〇	〇	〇
			2	足場とび工				
123456789013	〇〇　〇男	男	1	宮大工	52	〇	〇	〇
123456789015	〇〇　〇次郎	男	1	大工	42	〇	〇	〇
123456789016	〇〇　〇彦	男	1	足場とび工	31	〇	〇	〇
123456789018	〇〇　〇美	女	1	木工	24	〇	〇	〇

技能者及び所属事業者が同意した範囲で、技能者情報【③】・就業履歴情報【④】を閲覧可能

③技能者情報（同意した範囲）

本人情報

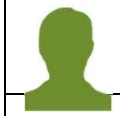

経験年数 20 年

		証	開
ID	123456789012	■	■
氏名	建設　太郎	☑	■
生年月日	S45 1970/07/07	☑	☑
年齢	49歳	☑	☑
性別	男	□	☑
住所	東京都〇〇市〇〇〇〇-1-23-4	☑	☑
電話番号	03-1234-5678	■	□
緊急連絡先	03-1234-1234	■	□
FAX	03-1234-5679	■	□
メール	〇〇@〇〇.co.jp	■	□
国籍	日本	☑	■

④就業履歴情報（同意した範囲）

技能者就業履歴
ID:123456789012
氏名:建設　太郎
期間:2018年06月01日～2019年06月30日

所属事業者	現場名	就業年月	就業日数
〇〇建設(株)	東京都〇〇区△△アパート	2018.06	19 日
〇〇建設(株)	埼玉県××市〇〇マンション	2018.07	18 日
〇〇建設(株)	千葉県□□市××アパート	2019.06	20 日
計	84現場		245 日

※技能者及び所属事業者が同意していない範囲は閲覧不可（初期設定は、非開示）

建設キャリアアップシステムに登録される資格等の情報

一般財団法人 建設業振興基金

・建設キャリアアップシステムでは、技能者本人の申請により、運営主体が、技能者本人の保有する資格や免許などの情報をシステムに登録。
・登録された資格や免許などの情報は、技能者情報として閲覧が可能。
※現場で蓄積された就業履歴については、就業履歴情報に表示され、閲覧が可能。

技能者が申請する内容（資格等）

例えば 登録基幹技能者 技能士 施工管理技士

例えば 建築士 電気工事士

例えば 作業主任者

例えば 特別教育 職業訓練

例えば 職業訓練

例えば 建設マスター

入力情報		項目	記載例
資格（複数登録可）	資格（取得年月日・登録年月日・有効期限年月日のいずれか一つ記入）	保有資格①資格名	資格名：登録〇〇基幹技能者 更新年月日：2016年10月10日
		保有資格①取得年月日	
	免許（取得年月日・登録年月日・有効期限年月日のいずれか一つ記入）	保有資格①資格名	
		保有資格①取得年月日	
	技能講習（取得年月日・登録年月日・有効期限年月日のいずれか一つ記入）	保有資格①資格名	
		保有資格①取得年月日	
	特別研修（取得年月日・登録年月日・有効期限年月日のいずれか一つ記入）	保有資格①資格名	
		保有資格①取得年月日	
研修受講履歴（複数登録可）		研修①研修名	〇〇主任者
		研修①受講年月日	2014年5月15日
表彰（複数登録可）		表彰①名称	建設マスター
		表彰①表彰年月日	2016年10月16日
職種（複数選択可）		職種	型枠
経験年数（職歴なども記載可能）		経験記入欄（技能者本人記入用）	型枠工事を20年。
		経験記入欄（所属事業者記入用）	この技能者は型枠工事を20年経験したことを証明します。

登録までの経験

技能者情報の閲覧イメージ

登録された資格、免許などの名称や取得等の年月日が閲覧可能

登録

登録された表彰の名称と受賞年月日が閲覧可能

本人情報 No.1-1

	ID	123456789012
	氏名	建設　太郎
	生年月日	S45 1970/07/07
	年齢	46歳
	性別	男
経験年数 20 年	住所	東京都〇〇市〇〇〇〇-1-23-4
	電話番号	00-1234-5678

職種

左官工

保有資格

登録基幹技能者講習	登録左官登録基幹技能者	2013.12.20
技能検定	一級左官技能士	2005.03.20
建築士	二級建築士	2012.01.18
技能講習	足場の組立て等作業主任者	2000.04.05
特別教育	ロープ高所作業	2000.02.17

表彰実績

優秀施工者国土交通大臣顕彰	2014.10.20

【就業履歴情報の閲覧イメージ】

技能者就業履歴 No.2-1

ID：123456789012
氏名：建設　太郎
期間：2019年6月01日～2024年5月31日

所属事業者	現場名	就業年月	就業日数	職種	立場	作業内容
〇〇建設(株)	東京都〇〇区△△ビル	2019.06	10 日	左官工		壁塗り作業
〇〇建設(株)	埼玉県××市〇〇マンション	2019.08	18 日	左官工	職長	吹き付け作業
〇〇建設(株)	千葉県□□市××アパート	2020.04	10 日	左官工	職長	壁塗り作業 吹き付け作業
計	84現場		1245 日			

→ 現場で蓄積された就業履歴の合計日数

2. システムのメリット（書類作成支援のイメージ）

建設キャリアアップシステムを活用した書類作成支援（施工体制台帳）

一般財団法人 建設業振興基金

○　建設キャリアアップシステムの活用により、システムに登録された情報が反映された施工体制台帳を出力することが可能。
○　これにより、施工体制台帳の作成の手間やミスを削減する効果が期待される。

施　工　体　制　台　帳

［会 社 名］　事業者ＩＤ追記※本システム独自

［事業所名］　事業者ＩＤ追記※本システム独自

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第　号	年　月　日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第　号	年　月　日

工事名称及び工事内容			
発注者名及び住所	〒		
工期	自　年　月　日 至　年　月　日	契約日	年　月　日

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

発注者の監督員名		権限及び意見申出方法	

監督員名		権限及び意見申出方法	
現場代理人名		権限及び意見申出方法	
監理技術者・主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
専門技術者名		専門技術者名	
資格内容		資格内容	
担当工事内容		担当工事内容	

外国人建設就労者の従事の状況（有無）	有　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有　無

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入　未加入　適用除外		加入　未加入　適用除外		加入　未加入　適用除外	
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

（記入要領）　1　この様式は元請が作成し、一次下請負業者を通じて報告される再下請負通知書（様式第１号ー甲）を添付することにより、一次下請負業者別の施工体制台帳として利用する。発注者及び下請負人との契約書面の写しを添付（公共工事は請負代金額の記載のあるもの）

2　下請の可能業種が発注者との請負可能業種と同じ業種の場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。

※システムへの施工体制の登録が必要
※施工体制台帳はイメージ

《下請負人に関する事項》

全建統一様式第3号　　施工体制台帳
※青字は本システム独自の項目（ID等）

会社名	事業者ＩＤ追記※本システム独自	代表者	
住所 電話番号	〒　（TEL　－　－　）		
工事名称及び工事内容			
工期	自　年　月　日 至　年　月　日	契約日	年　月　日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般　第　号	年　月　日
	工事業	大臣 特定 知事 一般　第　号	年　月　日

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	
※主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		※専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

※登録基幹技能者名・種類	

外国人建設就労者の従事の状況（有無）	有　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有　無

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入　未加入　適用除外	加入　未加入　適用除外	加入　未加入　適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

6①　出入国及び難民認定法（昭和26政令319号）別表第１の２の表の技能実習の在留資格を決定された者（以下「外国人技能実習生」という。）が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
②　同法別表第１の５の表の上欄の在留資格が決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの（以下「外国人建設就労者」という。）が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
7　健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、その

1　主任技術者
2　専門技術者
3　登録基幹技
4　主任技術者

①経験年数
1）大
（
2）高
3）その他　10年以上の実務経験

4）電気工事法「電気工事士試験」
5）電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
6）消防法「消防設備士試験」
7）職業能力開発促進法「技能検定」

- システムに登録された元請企業の事業者情報を反映
- システムに登録された元請企業の現場情報を反映
- システムに登録された下請企業の事業者情報を反映
- システムに登録された施工体制情報を反映

建設キャリアアップシステムを活用した書類作成支援（作業員名簿）

一般財団法人 建設業振興基金

○　建設キャリアアップシステムの活用により、システムに登録された情報が反映された作業員名簿を出力することが可能。
○　これにより、作業員名簿の作成の手間やミスを削減する効果が期待される。

全建統一様式第5号　　作業員名簿
※青字は本システム独自の項目（ID等）

作　業　員　名　簿

事業所の名称　現場ＩＤ追記※本システム独自

（　　年　　月　　日作成）

所長名　　殿

本書面に記載した内容は、作業員名簿として、安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名　事業者ＩＤ追記※本システム独自　㊞

（　次）会社名　事業者ＩＤ追記※本システム独自　㊞

提出日　　年　　月　　日

番号	ふりがな 氏名 技能者ＩＤ追記 ※本システム独自	職種	所属事業者と異なる事業者の元で就業した場合	※	雇入年月日 経験年数	生年月日 年齢	現住所 家族連絡先	（ＴＥＬ） （ＴＥＬ）	最近の健康診断日 血圧	血液型	特殊健康診断日 種類	教育・資格・免許 雇入・職長特別教育	技能講習	免許	入場年月日 受入教育実施年月日
	※本システム独自		事業者ＩＤ 事業者名 ※本システム独自		年　月　日 年	年　月　日 歳		（　） （　）	年　月　日 ～		年　月　日				年　月　日 年　月　日
	※本システム独自		事業者ＩＤ 事業者名 ※本システム独自		年　月　日 年	年　月　日 歳		（　） （　）	年　月　日 ～		年　月　日				年　月　日 年　月　日
	※本システム独自		事業者ＩＤ 事業者名 ※本システム独自		年　月　日 年	年　月　日 歳		（　） （　）	年　月　日 ～		年　月　日				年　月　日 年　月　日
	※本システム独自		事業者ＩＤ 事業者名 ※本システム独自		年　月　日 年	年　月　日 歳		（　） （　）	年　月　日 ～		年　月　日				年　月　日 年　月　日
	※本システム独自		事業者ＩＤ 事業者名 ※本システム独自		年　月　日 年	年　月　日 歳		（　） （　）	年　月　日 ～		年　月　日				年　月　日 年　月　日
	※本システム独自		事業者ＩＤ 事業者名 ※本システム独自		年　月　日 年	年　月　日 歳		（　） （　）	年　月　日 ～		年　月　日				年　月　日 年　月　日
	※本システム独自		事業者ＩＤ 事業者名 ※本システム独自		年　月　日 年	年　月　日 歳		（　） （　）	年　月　日 ～		年　月　日				年　月　日 年　月　日
	※本システム独自		事業者ＩＤ 事業者名 ※本システム独自		年　月　日 年	年　月　日 歳		（　） （　）	年　月　日 ～		年　月　日				年　月　日 年　月　日
	※本システム独自		事業者ＩＤ 事業者名 ※本システム独自		年　月　日 年	年　月　日 歳		（　） （　）	年　月　日 ～		年　月　日				年　月　日 年　月　日
	※本システム独自		事業者ＩＤ 事業者名 ※本システム独自		年　月　日 年	年　月　日 歳		（　） （　）	年　月　日 ～		年　月　日				年　月　日 年　月　日
	※本システム独自		事業者ＩＤ 事業者名 ※本システム独自		年　月　日 年	年　月　日 歳		（　） （　）	年　月　日 ～		年　月　日				年　月　日 年　月　日

- システムに登録された元請企業の現場情報を反映
- システムに登録された下請企業の事業者情報を反映
- システムに登録された施工体制情報を反映
- システムに登録された下請企業に所属する技能者情報を反映
- システムに蓄積された下請企業に所属する技能者の就業履歴情報を反映（現場入場後）

※システムへの施工体制の登録が必要
※作業員名簿はイメージ

㊛ … 女性作業員
能 … 能力向上教育
技能士（等級）

（注）5．資格・免許等の写しを添付すること。

建設キャリアアップシステムを活用した書類作成支援（作業員名簿）

一般財団法人 建設業振興基金

○　建設キャリアアップシステムの活用により、システムに登録された情報が反映された作業員名簿を出力することが可能。

○　これにより、作業員名簿の作成の手間やミスを削減する効果が期待されるほか、社会保険の加入状況の確認や加入指導の合理化・効率化も図られる。

全建統一様式第5号－別紙　　社会保険加入状況
※青字は本システム独自の項目（ID等）

元請確認欄　　提出日　　年　月　日

社会保険加入状況

（　　年　　月　　日 作成）

現場ＩＤ追記※本システム独自
事業所の名称
所　長　名　　殿

現場ＩＤ追記※本システム独自
一　次
会社名　　㊞

現場ＩＤ追記※本システム独自
（　　次）
会社名　　㊞

番号	ふりがな 氏名 技能者ＩＤ追記※本システム独自	社会保険		
		健康保険	年金保険	雇用保険
	技能者ＩＤ追記※本システム独自			
	技能者ＩＤ追記※本システム独自			
	技能者ＩＤ追記※本システム独自			
	技能者ＩＤ追記※本システム独自			
	技能者ＩＤ追記※本システム独自			
	技能者ＩＤ追記※本システム独自			
	技能者ＩＤ追記※本システム独自			
	技能者ＩＤ追記※本システム独自			
	技能者ＩＤ追記※本システム独自			
	技能者ＩＤ追記※本システム独自			

（注）個人情報保護の観点から、被保険者番号等は本人の同意を得たうえで記載
（記入要領）
1．健康保険欄には、上段に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国
を、下段に健康保険被保険者証の番号の下４桁（番号が４桁以下の場合は、
なお、上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康
、各年金の受給者である場合
場合は、上段に「日雇保険」
段に「適用除外」と記載する。

- システムに登録された元請企業の現場情報を反映
- システムに登録された下請企業の事業者情報を反映
- システムに登録された施工体制情報を反映
- システムに登録された下請企業に所属する技能者情報を反映

※システムへの施工体制の登録が必要
※別紙　　社会保険加入状況はイメージ

建設キャリアアップシステムを活用した書類作成支援（再下請負通知書）

一般財団法人 建設業振興基金

○　建設キャリアアップシステムの活用により、システムに登録された情報が反映された再下請負通知書を出力することが可能。
○　これにより、再下請負通知書の作成の手間やミスを削減する効果が期待される。

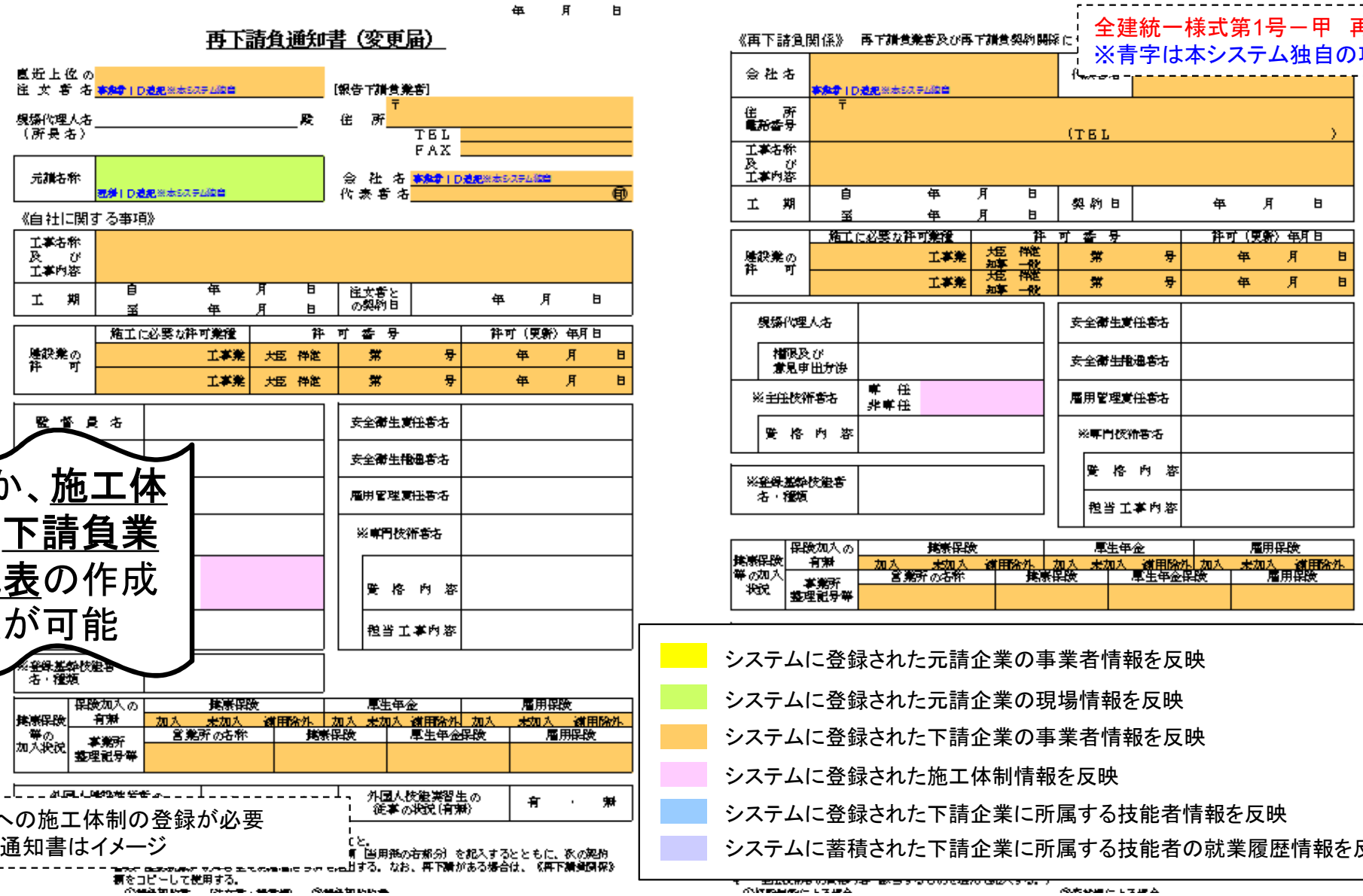

年　月　日

再下請負通知書（変更届）

直近上位の注文者名　事業者ID選択※本システム設定

[報告下請負業者]

現場代理人名（所長名）　殿

住所　〒

TEL

FAX

元請名称　現場ID選択※本システム設定

会社名　事業者ID選択※本システム設定

代表者名　㊞

《自社に関する事項》

工事名称及び工事内容				
工期	自　年　月　日 至　年　月　日	注文者との契約日	年　月　日	

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣　知事　許可　一般　第　号	年　月　日
	工事業	大臣　知事　許可　一般　第　号	年　月　日

監督員名		安全衛生責任者名	
		安全衛生推進者名	
		雇用管理責任者名	
		※専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	
※登録基幹技能者名・種類			

建設保険等の加入状況	保険加入の有無	建設保険	厚生年金	雇用保険
		加入　未加入　適用除外	加入　未加入　適用除外	加入　未加入　適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	建設保険	厚生年金保険	雇用保険

外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有　・　無

《再下請負関係》　再下請負業者及び再下請負契約関係に

会社名	事業者ID選択※本システム設定	代表者名	
住所 電話番号	〒　（TEL　）		
工事名称及び工事内容			
工期	自　年　月　日 至　年　月　日	契約日	年　月　日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣　知事　許可　一般　第　号	年　月　日
	工事業	大臣　知事　許可　一般　第　号	年　月　日

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	
※主任技術者名	専任　非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		※専門技術者名	
※登録基幹技能者名・種類		資格内容	
		担当工事内容	

建設保険等の加入状況	保険加入の有無	建設保険	厚生年金	雇用保険
		加入　未加入　適用除外	加入　未加入　適用除外	加入　未加入　適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	建設保険	厚生年金保険	雇用保険

全建統一様式第1号ー甲　再下請負通知書
※青字は本システム独自の項目（ID等）

このほか、施工体系図や下請負業者編成表の作成支援が可能

※システムへの施工体制の登録が必要
※再下請負通知書はイメージ

- システムに登録された元請企業の事業者情報を反映
- システムに登録された元請企業の現場情報を反映
- システムに登録された下請企業の事業者情報を反映
- システムに登録された施工体制情報を反映
- システムに登録された下請企業に所属する技能者情報を反映
- システムに蓄積された下請企業に所属する技能者の就業履歴情報を反映（現場入場後）

既存民間システムとの連携について

一般財団法人 建設業振興基金

API連携※

API連携により、
①建設キャリアアップシステムに登録された真正性の確認された技能者情報・事業者情報及び業界統一のルールで蓄積された就業履歴情報を、既存民間システム側で活用できます（民間システムの情報の真正性向上）。
【CCUS　⇒　既存民間システム】
②既存民間システムを使って入場した場合でも、建設キャリアアップシステムに就業履歴情報を蓄積することができます。（新たなカードリーダーの設置が不要）【既存民間システム　⇒　CCUS】
③既存民間システムで安全衛生書類や施工体制台帳書類を作成する際に入力した情報を、建設キャリアアップシステムの現場情報や施工体制情報に反映できます（入力作業が軽減）。【既存民間システム⇒CCUS】

・連携する民間システムについては、以下の条件を満たしているか審査、認定を受ける必要があります。（平成30年2月28日より審査受付開始。１１月５日時点で２２件を審査中。審査や民間システム側の開発が順調に進行すれば12月以降認定）

【システム認定の条件】
(1) 就業履歴情報を記録・管理すること。
(2)認定されることにより建設キャリアアップシステムに登録される技能者及び事業者にとって利便性が向上することが明確であること。
(3)指定するセキュリティ基準・運用基準を満たすシステムであること。
(4) 取り扱うデータに対し、共同利用することに同意できること。

【システム認定の審査フロー】

書類審査 → システム開発 → 認定試験 → 認定 …… 監査

※API連携
建設キャリアアップシステムの標準API（Application Programming Interfaceの略）を使って、就業履歴情報等のデータを送受信し登録・連携することであり、この標準APIを使って連携を希望する民間の入退場管理システム、安全衛生管理システム等が、運営主体の認定を受けることにより、「就業履歴データ登録標準API連携認定システム」として連携することで、運営主体の提供するシステムに加え、広く建設現場での就業履歴データの蓄積が可能となり、技能者及び事業者の利便性の向上が期待されます。

○建設キャリアアップシステム（CCUS）と既存民間システムとの機能の比較

主な機能	CCUS	民間システムの例			備考
		A社	B社	C社	
技能者情報・事業者情報を真正性を確保して登録	○	△	△	△	※1：CCUSでは、情報登録の際に、登録内容を証明する書類を提出させ、システム運営主体が確認することにより、情報の真正性を確保
業界統一のルールで就業履歴を蓄積	○	×	×	×	※2：API連携により、既存民間システムを通じた就業履歴の蓄積が可能
通門管理・入退場管理	×	○	×	○	
安全衛生書類の作成	△	○	○	○	
施工体制台帳書類の作成	△	○	○	○	
労務費報告書の作成	×	×	×	○	
給与計算	×	○	×	×	

既存民間システムとCCUSの連携メリット

一般財団法人 建設業振興基金

◆既存民間システムとＣＣＵＳの連携イメージ

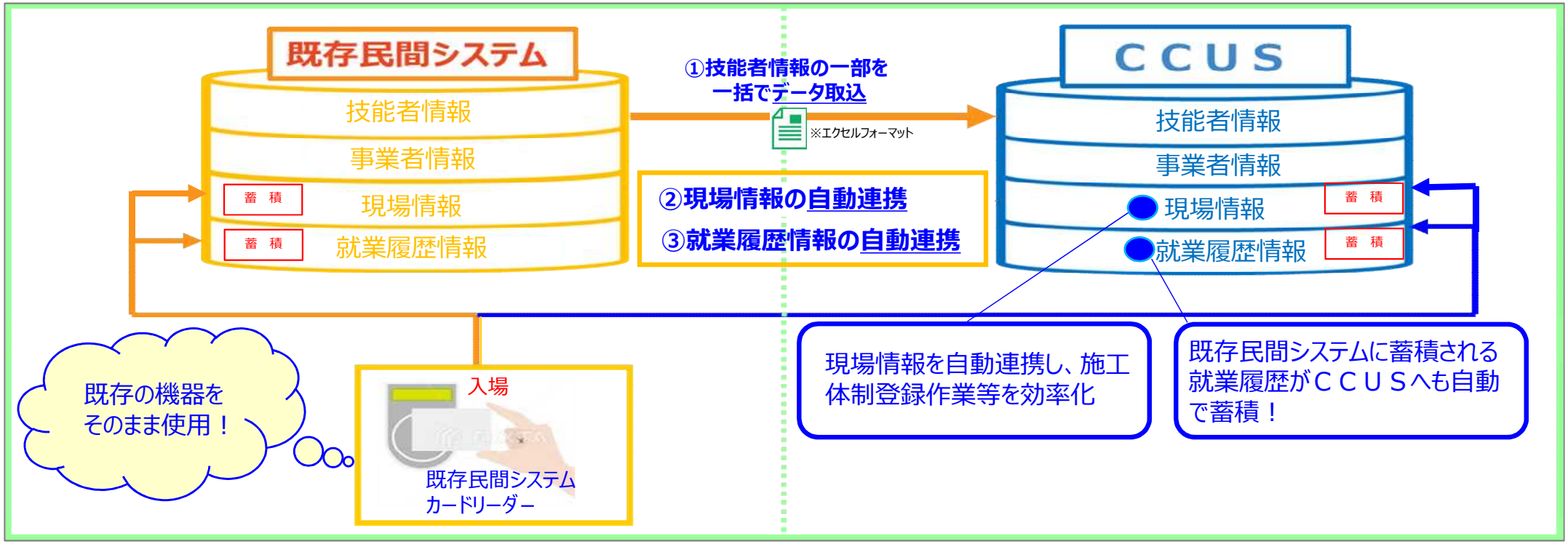

◆既存民間システムとＣＣＵＳの連携メリット

①技能者情報の一括取り込み（データ取込）

・既存民間システムに登録されている技能者情報の一部（氏名や住所等）を、エクセルフォーマットを用いて**ＣＣＵＳへ一括で取り込むことが可能。ＣＣＵＳでの技能者登録の事務作業が軽減！**

②現場情報の連携（自動連携）

・既存民間システムに登録されている**現場情報を自動でＣＣＵＳへ連携することが可能。ＣＣＵＳでの施工体制登録作業等が効率化！**

③就業履歴情報の連携（自動連携）

・既存民間システムに蓄積される**就業履歴情報を自動でＣＣＵＳへ蓄積することが可能！**

・既存民間システムのカードリーダー等の機器をそのまま使用できるので**新たな設備投資なし！**

CCUSと既存民間システムとの連携による更なる活用

一般財団法人 建設業振興基金

○民間システムとのAPI連携による蓄積データの活用

建設キャリアアップシステム（CCUS）に蓄積されている真正性のある技能者情報・事業者情報は、様々な機能を有する民間システムがCCUSとAPI連携することにより、勤務時間管理や給与計算、書類作成など様々な業務に活用できます。

【民間システムとの連携イメージ】

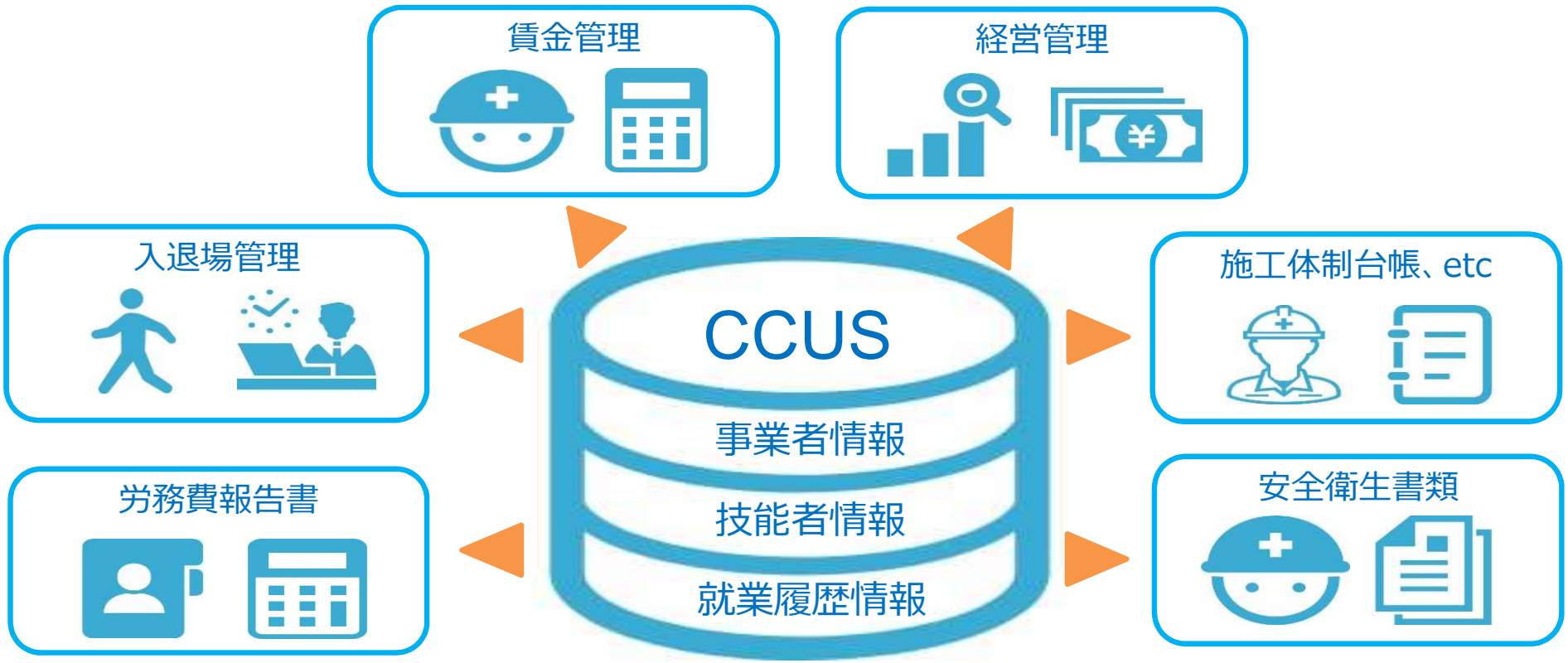

技能者登録の代行申請について（既存データの取り込み①）

一般財団法人 建設業振興基金

既存データの取り込み（技能者情報の登録申請作業の効率化）

代行申請にあたって、技能者情報の登録申請作業を効率化（手入力作業削減）するため、代行申請者が、既存民間システムに登録してあるデータ（自社保有情報も可）を、本システムの所定フォーマット（Excel形式）に当てはめて本システムに取り込むことで、技能者情報申請画面に情報を反映することができます。

【既存データの取り込みフロー】

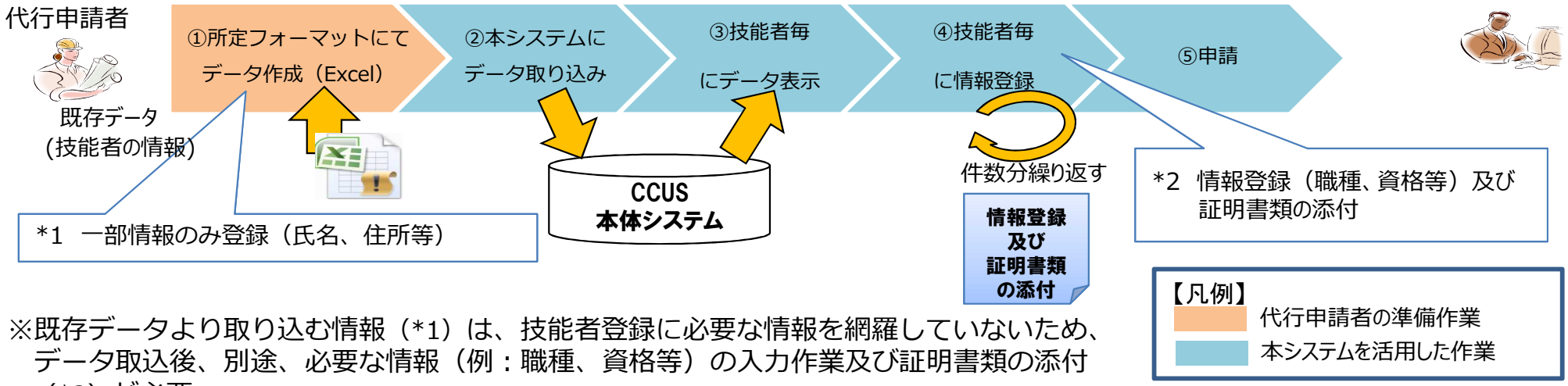

※既存データより取り込む情報（*1）は、技能者登録に必要な情報を網羅していないため、データ取込後、別途、必要な情報（例：職種、資格等）の入力作業及び証明書類の添付（*2）が必要。

【参考】所定フォーマット（Excel形式）（イメージ）

所定フォーマット（Excel形式）は、事業者登録後、本システムに事業者IDでログインし、代行申請のメニューからご利用下さい。

登録日	情報種類	登録データファイル名	データ作成者	登録担当者	パスワード

国籍	姓_カナ	名_カナ	ミドルネーム_カナ	姓	名	ミドルネーム	Family name	Given name	Middle name	生年月日	性別	血液型	現住所_郵便番号	現住所_都道府県_カナ	現住所_市区町村_カナ	現住所_住所1_カナ	現住所_住所2_カナ
1	ケンセツ	タロウ		建設	一郎					2000-05-01	1	3	3620000	サイタマケン	アゲオシ	オオアザハライチ	
1	ドボク	コウジ		土木	浩二					1970-05-30	1	2	1650000	トウキョウト	ナカノク	サギノミヤ	ゴゼロサンゴウシツ
2	スミス	ジョン					Smith	John		1958-05-01	1	3	2750000	チバケン	ナラシノシ	ツダヌマ	
1	フジ	ハナコ		富士	華子					1980-10-03	2	4	2300000	カナガワケン	ヨコハマシ	ツルミク	センイチバンチ

雇用保険_加入状況	雇用保険_適用除外理由コード	雇用保険_雇用保険被保険者番号	雇用保険_被保険者種類・区分	建設業退職金共済制度_加入状況	建設業退職金共済制度_被共済番号	中小企業退職金制度_加入状況	中小企業退職金制度_被共済番号	労災保険特別加入_加入状況	労災保険特別加入_保険種類	労災保険特別加入_労災保険番号	労災保険特別加入_整理番号	一般健康診断種別コード	一般健康診断受診日	特殊健康診断_記入数	じん肺健康診断種別コード	じん肺健康診断受診日	技能職種_記入数
														0			0
														0			0
														0			0
														0			0

技能者登録の代行申請について（既存データの取り込み②）

一般財団法人 建設業振興基金

インターネットからの代行申請を行う際の技能者情報登録用のエクセルフォーマット及び代行申請同意書をHPに掲載しています。技能者登録の事前準備にご活用ください（実際に代行申請登録するには事業者IDが必要です）。

建設キャリアアップシステム
Construction CareerUp System

お問い合わせセンター
03-6386-3725
受付時間：平日 9時～17時
Email otoiawase@mail.ccus.jp

HOME	概要／スケジュール	運営協議会／総会資料	ご登録手続き／ご利用方法
建設キャリアアップシステムログイン	ガイダンス動画	インフォメーション	Q & A

- API連携について
- ダウンロード
- 提出書類の記載内容の補記
- リンク

ダウンロード

登録申請に関する資料

画像、またはタイトルをクリックするとＰＤＦ版をダウンロード
説明会や社内での周知等でご自由にお使い下さい。

申請登録用エクセルファイル
○手続き方法は下記を参照ください。
・インターネット代行申請
https://www.order.ccus.jp/pdf_download/excel.php

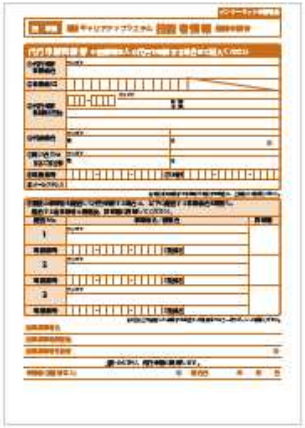

技能者用代行申請同意書
○手続き方法は下記を参照ください。
・インターネット代行申請　技能者情報登録
https://www.order.ccus.jp/pdf_download/skill_register_all.php

事業者用代行申請同意書
○手続き方法は下記を参照ください。
・インターネット代行申請　事業者情報登録
https://www.order.ccus.jp/pdf_download/business_register_all.php

3. 建設キャリアアップカード等

建設キャリアアップカードのデザイン

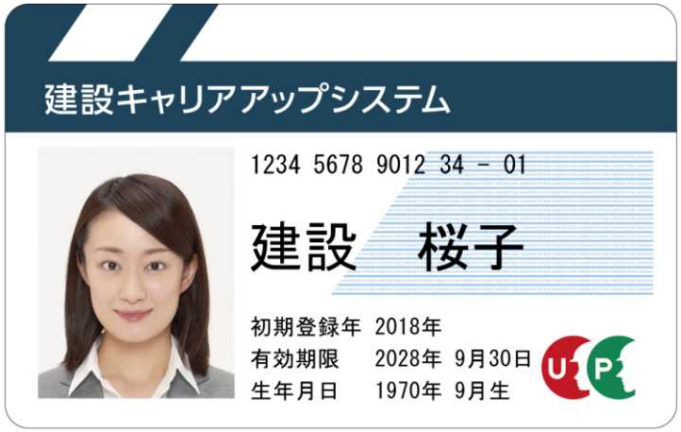

【一般のカード（表面）】

【ゴールドカード（表面）】

【裏面】

・ICカードには、ICチップが内蔵されています（非接触型のICカード）。
・ICチップには、データとして技能者IDを記憶させています。
・ICチップ内のデータは暗号化等のセキュリティ対策が施されています。

○建設キャリアアップシステムに蓄積される情報（保有資格や就業履歴）を活用し、技能者をレベル分けする能力評価基準について、国土交通省において、学識経験者や建設業関係団体から構成される「建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会」を開催して検討を進めている。

（第1回:平成29年11月13日、第2回:12月14日、第3回:平成30年1月29日、第4回:2月28日、第5回:3月20日）

○当該能力評価基準に基づく技能者のレベルに応じて、カードを色分けする予定。
※当面は、登録基幹技能者の資格を有する者に対して、ゴールドカードを交付。

カードリーダーの設置例

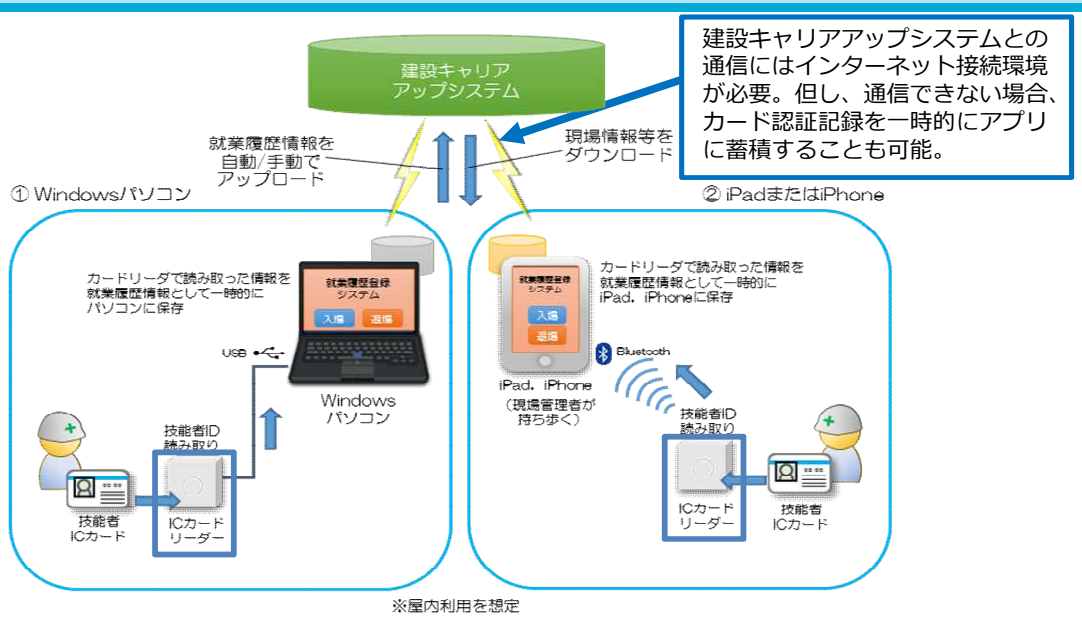

建設キャリアアップシステムとの通信にはインターネット接続環境が必要。但し、通信できない場合、カード認証記録を一時的にアプリに蓄積することも可能。

※屋内利用を想定

<対応するカードリーダー>（順次追加予定）

（１）Dragon_CC（対応OS：Windows）
(株)サーランド・アイエヌイー製
※2018年12月対応予定

（２）BNR01NF（対応OS：iOS/Windows）
トッパン・フォームズ(株)製
※2019年1月対応予定

（３）UNR01UF（対応OS：Windows）
トッパン・フォームズ(株)製
※2019年春以降（時期未定）

（４）Dragon_BLE （対応OS：iOS/Windows）
(株)サーランド・アイエヌイー製
※2019年春以降（時期未定）

【カードリーダーについて】

- 対応するカードリーダーについては、標準API連携認定審査受付サイト（https://www.auth.ccus.jp/）にて8月31日より情報の公開を開始（随時更新）。
- カードリーダーは市販されているものに対応。（価格は、数千円から数万円程度）
- 運営主体が提供する無料のアプリを活用し、Windowsパソコン及びiPad/iPhoneから就業履歴情報や現場情報を建設キャリアアップシステムとの間で送受信。

【カードリーダーの設置について】

- 小規模現場のカードリーダーの設置については、現場監督者が複数の現場を巡回することを想定し、一つのカードリーダーを使用し、個々の現場情報を切り替えることにより、複数の現場で共有することも可能。
- カードリーダーの設置できない現場については、事後に技能者又は所属事業者が、システムに就業情報を直接入力し、元請事業者が承認することにより就業履歴を蓄積することが可能。

【カードリーダーの設置例】

※画面は運営主体が提供する無料アプリ

上記（１）Dragon_CCの設置例

PCにUSB接続の
カードリーダーを用いた認証

上記（２）BNR01NFの設置例

iPhoneとBluetooth接続の
カードリーダーを用いた認証

4. システムの利用料金

建設キャリアアップシステムの利用料金

一般財団法人 建設業振興基金

技能者の登録料

【料金】

●インターネット申請　2,500円

●郵送・窓口申請　3,500円
（1年あたり、250円または350円）

※早期割引
・H31.3月迄にインターネット申請した方
2,500円　→　2,000円（500円割引）
・H30年度中に登録した場合、カードの有効期間を最大1年間延長する。（有効期間の起算点をH31年4月からとする。）

※60歳以上の技能者の特例措置
①登録料は　2,000円（500円割引）
（H35.3月迄にインターネット申請した60歳以上の方）

②カードの有効期間を15年とする。
（登録・更新時の年齢が60歳以上の方）

カードの有効期間　１０年
（本人確認書類が未提出の場合は3年）

※有効期間内にカードの紛失、破損等があった場合は、実費相当：約1,000円（発送費を含む）で、再発行の予定。

事業者の登録料・利用料

【料金】

料金の種類		設定方法	支払	対象
事業者登録料	①事業者登録料	資本金	５年毎	全事業者（個人事業主を含む）※
システム利用料	②管理者ＩＤ利用料	管理者ＩＤの利用数	毎年	全事業者（個人事業主を含む）
	③現場利用料	技能者の就業履歴回数	--	元請として現場を登録する事業者

※H30年度中に登録した場合、事業者登録の有効期間を最大1年間延長する。
（有効期間の起算点を、H31年4月からとする。）
※事業者登録料については、一人親方は無料。

①事業者登録料（５年ごと）

資本金	新規・更新
500万円未満	3,000円
500万円以上1,000万円未満	6,000円
1,000万円以上2,000万円未満	12,000円
2,000万円以上5,000万円未満	24,000円
5,000万円以上1億円未満	30,000円
1億円以上3億円未満	60,000円
3億円以上10億円未満	120,000円
10億円以上50億円未満	240,000円
50億円以上100億円未満	300,000円
100億円以上500億円未満	600,000円
500億円以上	1,200,000円

※一人親方は無料。

②管理者ＩＤ利用料（毎年）

ＩＤ数	料　金
1あたり	2,400円

※１ケ月あたり200円。
※H31年3月迄は、利用数に関わらず無料。
※H31年4月～H32年3月迄、１ID無料。

（管理者ＩＤの取得により、事業者情報の管理、現場の登録、技能者情報の閲覧、帳票出力が可能。）

③現場利用料（毎年）

就業履歴回数	料　金
１回	３円

※現場に入場する人日単位で課金

（現場利用料の算出（例））
２０人の技能者が５０日就業した場合　→ 3,000円

（参考）事業者規模別のモデル的な料金額

一般財団法人 建設業振興基金

【前提条件】
①現場利用料は元請けとして現場を登録する事業者のみの負担で、下請けとなる工事には不要。
②現場利用料については、技能者1,000人日/完工高１億円と仮定し、年間完成工事高のうち、７割の現場で就業履歴の蓄積があると想定。

◆事業者モデル（一人親方）

項　目	規　模
資本金	－
年完工高	1,000万円
管理者ID取得数	1 ID

種　別	試　算
事業者登録料	0円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	210円/年
合　計	**2,610円/年**

※下請け工事のみ行う事業者の場合は、2,400円

◆事業者モデル①

項　目	規　模
資本金	500万円
年完工高	5,000万円
管理者ID取得数	1 ID

種　別	試　算
事業者登録料	1,200円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	1,050円/年
合　計	**4,650円/年**

※下請け工事のみ行う事業者の場合は、3,600円

◆事業者モデル②

項　目	規　模
資本金	1,000万円
年完工高	1億円
管理者ID取得数	1 ID

種　別	試　算
事業者登録料	2,400円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	2,100円/年
合　計	**6,900円/年**

※下請け工事のみ行う事業者の場合は、4,800円

◆事業者モデル③

項　目	規　模
資本金	3,000万円
年完工高	3億円
管理者ID取得数	1 ID

種　別	試　算
事業者登録料	4,800円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	6,300円/年
合　計	**13,500円/年**

※下請け工事のみ行う事業者の場合は、7,200円

◆事業者モデル④

項　目	規　模
資本金	7,000万円
年完工高	7億円
管理者ID取得数	1 ID

種　別	試　算
事業者登録料	6,000円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	14,700円/年
合　計	**23,100円/年**

※下請け工事のみ行う事業者の場合は、8,400円

◆事業者モデル⑤

項　目	規　模
資本金	2億円
年完工高	20億円
管理者ID取得数	1 ID

種　別	試　算
事業者登録料	12,000円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	42,000円/年
合　計	**56,400円/年**

※下請け工事のみ行う事業者の場合は、14,400円

5. 登録申請の概要

建設キャリアアップシステム登録のポイント

一般財団法人 建設業振興基金

【ポイント１／申請手続きの前に】

○申請手続きは、「郵送申請」、「受付窓口申請」、「インターネット申請」の３つの方法がある。

○申請手続きを始める前に、「建設キャリアアップシステム」のホームページに掲載されているガイダンス動画で、登録申請方法を確認。

⇒ **登録申請方法はインターネット申請が簡単で技能者登録料もお得。**

⇒ **複数の技能者の申請を、所属事業者や上位下請業者等が一括して登録申請（代行申請）を行うことが可能。**

【ポイント２／事前準備（インターネット申請の場合）】

○システムに登録する資格情報等は、全てＪＰＥＧデータにしておく。

⇒ **ＪＰＥＧデータ以外のファイル形式では申請不可。**

○パソコンに技能者毎のフォルダを作成し、各人のデータを保存しておく。

⇒ フォルダ毎に整理した方が申請時にデータを探す手間等が省け、入力間違いも防げる。

【ポイント３／申請手続き】

○最初に事業者の情報を登録申請 ⇒ 事業者ＩＤの取得

○事業者ＩＤを取得後、技能者の情報を登録申請 ⇒ 技能者ＩＤの取得

⇒ 代行申請には**事業者ＩＤが必要**となるので、技能者の登録前に必ず事業者の登録申請を済ませておく。

⇒ 代行申請を行う場合は、技能者の情報を専用のエクセルシートに入力。専用のエクセルシートはホームページからダウンロード。

⇒ 会社にキャリアアップシステムの担当者を決めておいた方が手続や問合せ対応がスムーズ。

技能者登録の申請手続について（概要）

一般財団法人 建設業振興基金

技能者

提出書類の用意

○本人確認書類　※1
（運転免許証の写し　など）

○顔写真（カード用）

○加入社会保険等確認書類
（被保険者証、建退共手帳　など）

○保有資格、研修受講、表彰の証明書類

○料金払込票の振込受領書
※2

など

※1：顔写真付本人確認書類がない場合は、窓口申請のみ
※2：郵送・窓口申請の場合のみ

申請フォーム入力・申請書記入

○本人情報●
（氏名、生年月日、住所、連絡先　など）

○所属事業者●
（事業者名、所在地、雇用形態など）

○社会保険等加入状況
（社会保険、建退共、労災特別加入　など）

○職種●　●
（例：①大分類：とび工
　　－小分類：足場とび工
　②大分類：内装工
　　－小分類：内装仕上工　等）

○保有資格●
（技能士、登録基幹技能者、技能講習　など）

○研修・表彰履歴●
（職業訓練、団体・個社実施の講習、建設マスター　など）

など

料金支払

【インターネット申請】
・以下の支払方法から選択し、支払い
○クレジットカード決済
○ゆうちょ・コンビニ支払
（払込票）

【郵送・窓口申請】
○コンビニ支払（払込票）※3

※3：申請書に同封されている払込票により支払い、振込受領書も申請書と共に提出

IDの取得・カード受取等

技能者IDの取得及びキャリアアップカードの受取
※4
（簡易書留）

※4：技能者が希望する送付先住所において受取

【凡例（インターネット申請時のみ）】●：既存データを活用し、入力の手間削減が可能　●：プルダウン方式による簡易な入力が可能　●：建設業許可情報を反映

事業者登録の申請手続について（概要）

一般財団法人 建設業振興基金

	提出書類の用意	申請フォーム入力・申請書記入	料金支払	IDの取得等
事業者	【建設業許可のあるケース】 ○建設業許可証明書の写し 【建設業許可のないケース】 ○事業者証明書類　及び 資本金確認証明書類 （例：事業税の確定申告書、 納税証明書　など） 【両ケースともに】 ○加入社会保険等確認書類 （例：社会保険料納入証明書、 労働保険料等納入通知書、 建退共契約者証　など）	○事業者情報● （商号、建設業許可の 有無、許可番号、代表者名、 資本金　など） ○業種● ○登録責任者 （氏名、部署名、連絡先） ○社会保険等加入状況 （社会保険、建退共、 労災特別加入　　など） ○所属団体 ○利用している民間システム （入退場管理システム、 安全管理システム　など）※１ ○表彰履歴 ※１：建設キャリアアップシステムとの連携 について認定を受けたものに限る	【インターネット申請】 事業者登録完了後、登録料の支払依頼のメールを受信後、以下から選択して支払い。 ◇請求書無し ○クレジットカード決済 ○銀行振込（オンライン） ◇請求書有り ○ゆうちょ・コンビニ支払 （払込票） ○銀行振込（払込票） 【郵送・窓口申請】 事業者登録完了後、登録料の請求書が届き次第、支払い。支払方法は、インターネット申請請求書有りの支払方法と同様。	事業者ＩＤ・ 管理者ＩＤの 取得 （登録料の支払い完了後、メール又は郵送※２で通知） ※２：事業者が希望する 送付先住所に郵送

【凡例（インターネット申請時のみ）】●：既存データを活用し、入力の手間削減が可能　●：プルダウン方式による簡易な入力が可能　●：建設業許可情報を反映

技能者登録の代行申請について（概要）

一般財団法人 建設業振興基金

○技能者登録については、技能者本人に代わって、技能者本人から同意を得た所属事業者・元請事業者・上位下請事業者等が申請を行うことができます（代行申請）。

1．代行申請に必要な準備

○代行申請を行う事業者は、代行申請を行う前に、

①建設キャリアアップシステムに事業者登録を行うこと（事業者ＩＤを取得すること）

②技能者本人から、代行申請同意書により同意を得ること

※所属事業者以外が代行申請する場合には、所属事業者からも代行申請同意書により同意を得ること

が必要です。

2．代行申請の方法等

	提出書類の用意	申請フォーム入力・申請書記入	技能者登録料の支払	申請方法・カード受取方法
共通の対応	・技能者毎に以下の書類を取りまとめ ○本人確認書類 ○顔写真（カード用） ○加入社会保険等確認書類 ○保有資格、研修受講、表彰の証明書類 ○代行申請同意書　　など	・技能者毎に以下の登録情報を記入・入力 ○本人情報 ○所属事業者 ○社会保険等加入状況 ○職種 ○保有資格 ○研修・表彰履歴　　など	・技能者毎に登録料を支払い	○申請方法 【インターネット・郵送申請】 ・顔写真付き本人確認書類がある技能者 【窓口申請】 ・顔写真付き本人確認書類のない技能者（本人の同行が必要） ・本人確認書類自体がない技能者（本人の同行、所属事業者が発行する技能者の所属に関する証明書が必要。所属事業者が代行する場合のみ可能） ○受取方法 ・技能者が希望する送付先住所においてカードを受け取り（所属事業者を送付先にすることも可能）
インターネット申請	・提出書類の画像データ化（JPEGデータ　等）	・代行申請者が本システムにログインし、技能者毎に上記の情報を入力、左記の画像データをアップロード ※代行申請者が保有する既存データを活用し、入力の手間軽減が可能（所定のExcelファイルを作成し、取り込み）	・技能者毎に以下の支払方法から選択し、支払い ○クレジットカード決済 ○ゆうちょ・コンビニ支払い（払込票）	
郵送・窓口申請	—	・技能者毎に申請書を作成 ※申請書にはそれぞれ固有の申請者番号が記載されているため、申請書のコピー利用は不可 ・技能者毎に提出書類と共に登録申請書封筒に封入	・技能者毎に申請書に同封されている払込票により登録料を支払い ※技能者毎に振込受領証を申請書に貼付	

※代行申請した技能者登録が完了した後、代行申請者に対し、登録完了を通知（メール又は圧着ハガキ）

申請受付窓口の開設状況・予定

一般財団法人 建設業振興基金

平成30年11月1日時点

	各地方ブロックにおける申請受付窓口開設状況
北海道ブロック	北海道
東北ブロック	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県
関東ブロック	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、長野県
北陸ブロック	石川県、富山県、福井県
中部ブロック	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿ブロック	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
中国ブロック	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国ブロック	徳島県、高知県
九州ブロック	福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄ブロック	沖縄県

窓口の開設状況は、随時、HPで公開しています。具体的な住所・電話番号、受付時間等の情報は、本財団のＨＰをご覧ください。

・建設キャリアアップシステムHP:http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ccus/images/list/list.pdf

6. 書面申請における留意事項

書面申請における留意事項

１．登録申請書と払込票について

登録申請書一式及び払込票には、**数値１４桁の「申請書番号」**が印刷してあります。
この番号は、申請者の登録申請書一式と払込状況の確認をするうえで重要なものです。
申請にあたっては、**登録申請書一式と払込票の「申請書番号」が一致**しているか必ず確認し、必要事項をご記入等してください。

●登録申請書一式
（申請書１０枚＋証明書類チェック用紙）　見本

（例）申請書番号１０００００００１４４４４４
（**同一番号**）

●払込票　見本

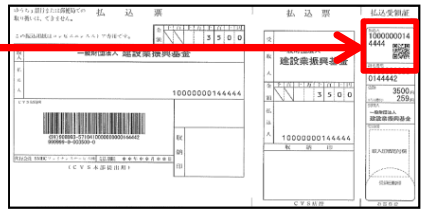

２．保有資格等、研修等の受講履歴、表彰等の履歴について

①記入欄が足りない場合

「保有資格及び研修等の受講履歴、表彰等の履歴」を登録申請書にて本システムに登録する場合は、**決められた各用紙の項目欄内**に適切に記載していただく必要がありますが、多数の資格をお持ちの方は**１枚の申請書では足りない際は、本用紙をコピーして**記載して頂く必要があります。
その際に、**異なった提出方法をすると本システムに登録されない**事があるため、ご注意ください。

○本システムに登録される又は登録されない提出方法

本システムに登録されるケース	本システムに登録されないケース
・必ず、各項目の本用紙をコピーして記入してください。 （申請書番号が同一のもの） ・独自で作られたフォーマットや本用紙の欄外に記載された状態での申請は本システムに登録されないのでご注意ください。	・各申請本用紙欄外に記載し提出した場合。 ・独自のフォーマットを作成し提出 （または、該当する申請書に足りない分を記載した独自のフォーマットを貼付して提出　等）

※登録基幹技能者（５／１０枚目）については、本用紙のコピーは認められません。

②　添付書類の取扱い

・添付書類をご提出いただく場合は、右下に「通し番号」を記載して頂く必要があります。
・登録基幹技能者、保有資格、表彰等の項目については、申請書本紙に記載された**「コード番号」を記載**していただく必要があります。
コード番号が未記載の場合は、添付書類が本システムに登録されないのでご注意ください。
また、添付書類は、１枚に複数の資格証明書（又は表彰）ではなく、１つの資格証明書１枚（又は表彰）で片面のみ記載されている状態でご提出いただく必要があります。（サイズはＡ４）

添付書類として認められるもの	添付書類として認められないもの
○１枚１資格証明書（又は表彰）で通し番号及びコード番号が記載されている片面Ａ４サイズの書類 例） 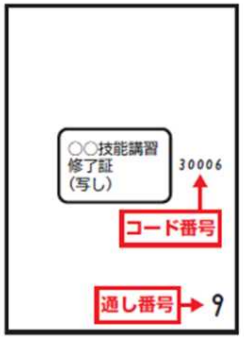 証明書類の写し１枚に１つの５桁コード番号を記入する場合 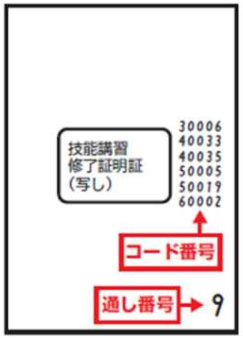 技能講習修了証明書等、証明書類の写し１枚に複数のコード番号を記入する場合 ※詳細については、手引きＰ．２９参照	○１枚複数資格証明書（又は表彰）で提出してきた書類 ○通し番号及びコード番号の記載がない書類 ○Ａ４サイズでない書類（大小関わらず） ○表裏両面にコピーされた書類

３．個人情報の記載のある添付書類の取扱いについて（インターネット申請も同様）

・ご自身以外の個人情報（従業員の情報　等）が記載されている場合は、その分は必ず見えないように**マスキング対応**等していただいたうえで、ご提出ください。
※個人情報の取扱上、**申請者本人以外の情報が確認された時点で、申請書一式を返却**させていただくことになりますのでご注意ください。
※本件に該当する主な添付書類は、加入している社会保険等（健康保険、年金保険、雇用保険等の保険内容記載項目）の証明書類になります。
※添付書類は、**原本ではなく写し**（卒業証明書以外）をご提出ください。

7. 普及・利用促進に向けた取組

建設キャリアアップシステムのホームページ

一般財団法人 建設業振興基金

専用HPの開設

・建設業振興基金ＨＰ内に、システムの概要、利用方法及びＱ＆Ａを掲載した建設キャリアアップシステム専用のＨＰを開設

（http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ccs/index.htm）

【建設業振興基金トップページ】

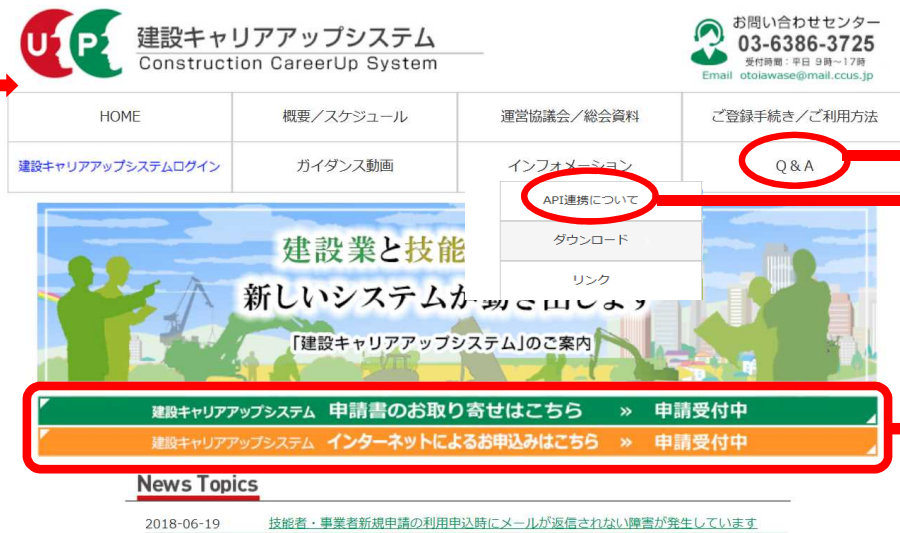

※周知・普及ツール（動画媒体など）を順次作成し、掲載予定

Q&Aの掲載

・Q&Aを掲載

※Q&Aは順次、追加・更新していく予定

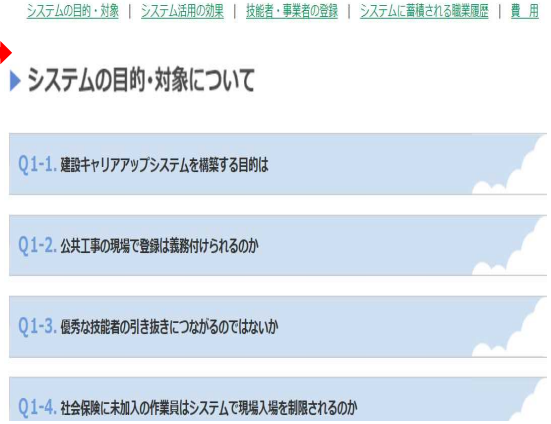

動画の掲載

・システム概要を説明した動画を掲載

【建設業振興基金トップページ】

技能者・事業者情報登録申請の受付

・書面申請書の取り寄せ

・インターネット申請の受付

（インターネット申請の新規利用画面）

API連携の掲載

・API連携認定システム審査受付サイトを掲載

各種コンテンツのダウンロード

一般財団法人 建設業振興基金

各種コンテンツのダウンロード

建設キャリアアップシステム
Construction CareerUp System

お問い合わせセンター
03-6386-3725
受付時間：平日 9時～17時
Email otoiawase@mail.ccus.jp

HOME	概要／スケジュール	運営協議会／総会資料	ご登録手続き／ご利用方法
建設キャリアアップシステムログイン	ガイダンス動画	インフォメーション	Q＆A

- API連携について
- ダウンロード
- リンク

建設キャリアアップシステム 申請書のお取り寄せはこちら » 申請受付中

建設キャリアアップシステム インターネットによるお申込みはこちら » 申請受付中

PR動画

トップページに掲載しております技能者登録編、事業者登録編のPR動画およびDVDのパッケージをダウンロードできますので、ダウンロードのうえ、圧縮ファイルを解凍し、説明会や社内での周知等でご自由にお使い下さい。※販売、編集行為は禁止しております。

リンク用バナー

「建設キャリアアップシステム」のバナーをご利用の方は以下をご利用ください。ＨＰバナー利用時の注意事項は以下の通りです。
- 本財団の建設キャリアアップシステムのホームページ（URL：http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ccus/index.html）にリンクを貼る際のバナーとして使用する場合にのみご利用下さい。
- 上記リンク用バナー以外のイメージは使用しないでください。
- リンク用バナーのサイズや内容、色、リンク先URLは変更しないでください。

バナー１（234×59）	建設業の今とこれからをみんなで支える CCUS 建設キャリアアップシステム
バナー２（90×90）	建設 NEW キャリアアップシステム
バナー３（90×90）	建設 NEW キャリアアップシステム

・バナーデータ

シンボルマーク

シンボルマークや「建設キャリアアップシステム」のロゴをご利用の方は以下をご利用ください。

・シンボルマーク利用規定
・シンボルマークデータ

チラシ・パンフレットなど

ＰＤＦ版をダウンロードできますので、印刷のうえ、説明会や社内での周知等でご自由にお使い下さい。
また、チラシ、パンフレットなどの資料請求フォームからお申込みもできます。
下記URLをクリックし、お申込みください。
https://secure.kensetsu-kikin.or.jp/ccus/seikyu.php

チラシ・パンフレットが必要な方は、
資料請求フォームからお取り寄せ下さい。

チラシ（システムの概要編）

Ａ４版

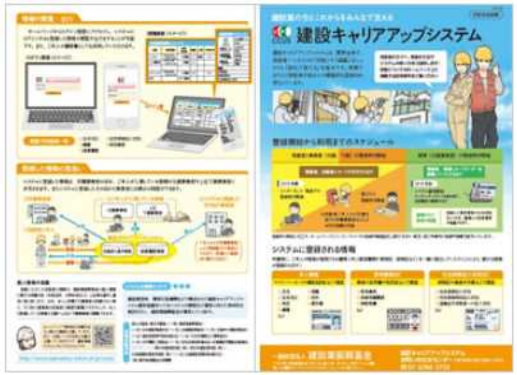

パンフレット（技能者登録編）

Ａ４版／Ａ３見開き版

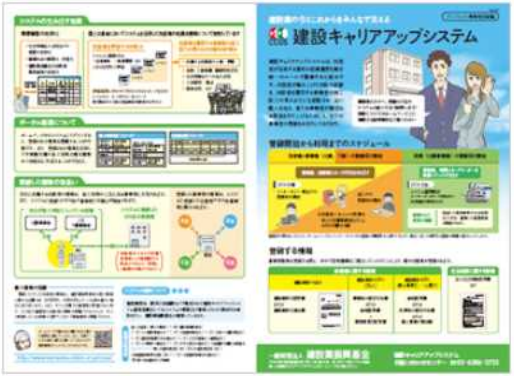

パンフレット（事業者登録編）

Ａ４版／Ａ３見開き版

※国土交通省でも資料を公開していますので、そちらもご活用ください。

技能者情報登録申請者向けガイダンス動画

一般財団法人 建設業振興基金

技能者向けガイダンス動画

建設キャリアアップシステム ガイダンス動画 コンテンツ

建設キャリアアップシステムへ情報を登録申請される、技能者および事業者の皆さまが、円
への登録申請方法を、ガイダンス動画で説明します。

建設キャリアアップシステムへの情報登録申請の前に、まずはこのガイダンスをご視聴くだ

技能者向け　ガイダンス動画

事業者向け　ガイダンス動画

▸技能者

建設キャリアアップシステムに登録申請をされる技能者の皆さまへ、システムの概要や、イ
す。

■技能者ガイダンス動画リスト

- 技能者情報登録申請　概要
- 技能者情報登録申請　インターネット申請

技能者

建設キャリアアップシステムに登録申請をされる技能者の皆さまへ、システムの概要や、インターネットを介した登録申請方法を動画でご説明します。

■技能者情報登録申請　概要　（全体視聴時間：25分）

建設キャリアアップシステムが運用開始された後のイメージや、システムを利用することのメリットなどについてご紹介します。

すべて再生する　内容をPDFで確認する

Section	タイトル	再生	内容
–	はじめに	▶	・はじめに ・建設キャリアアップシステムとは
1	システムの利用イメージとメリット	▶	・Section先頭 ・建設キャリアアップシステム　利用開始までの流れ ・建設キャリアアップシステムのメリット ・建設キャリアアップシステムの技能者情報の取り扱いについて
2	登録申請の流れ	▶	・Section先頭 ・技能者情報の登録申請方法 ・技能者情報の登録申請者 ・インターネット申請の流れ ・郵送申請・窓口申請の流れ
3	その他補足事項	▶	・Section先頭 ・登録申請時の添付書類 ・本人確認書類と申請方法 ・本人確認書類の種類と注意点
–	お問い合わせ先	▶	・お問い合わせ先

タイトル選択

建設キャリアアップシステム
Construction CareerUp System

お問い合わせセンター
03-6386-3725
受付時間：平日 9時～17時
Email otoiawase@mail.ccus.jp

HOME	概要／スケジュール	運営協議会／総会資料	ご登録手続き／ご利用方法
建設キャリアアップシステムログイン	ガイダンス動画	インフォメーション	Q & A

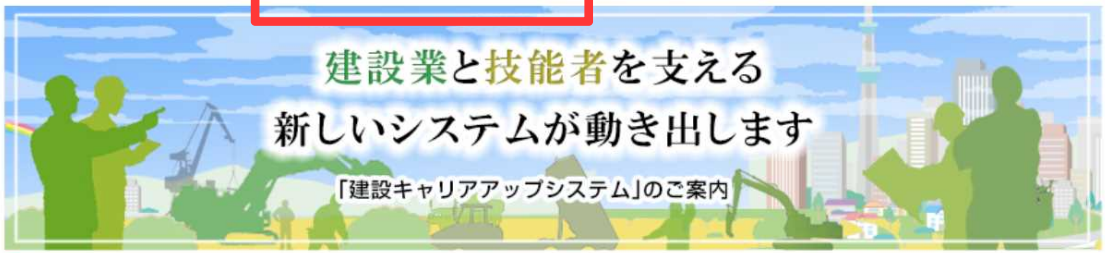

建設キャリアアップシステム　申請書のお取り寄せはこちら　»　申請受付中

建設キャリアアップシステム　インターネットによるお申込みはこちら　»　申請受付中

動画視聴

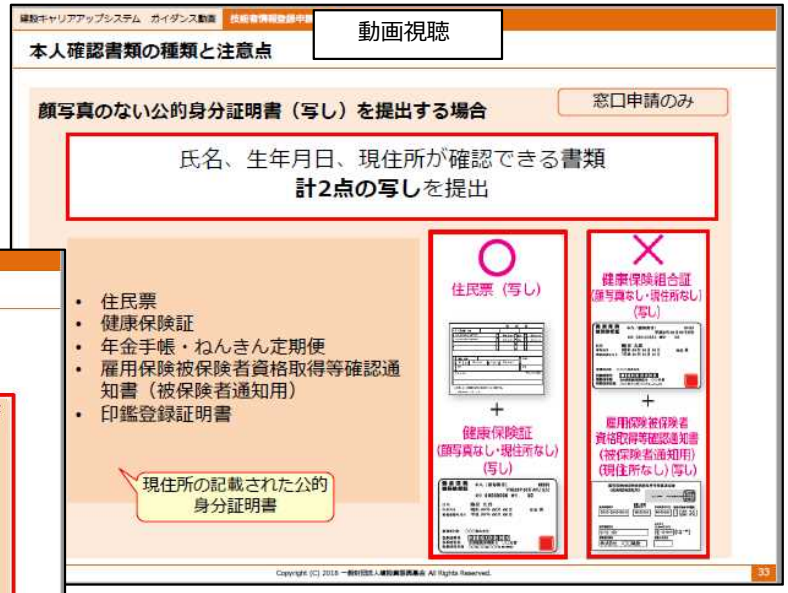

動画視聴

事業者者情報登録申請者向けガイダンス動画

一般財団法人 建設業振興基金

事業者向けガイダンス動画

建設キャリアアップシステム ガイダンス動画 コンテンツ

建設キャリアアップシステムへ情報を登録申請される、技能者および事業者の皆さまが、円への登録申請方法を、ガイダンス動画で説明します。

建設キャリアアップシステムへの情報登録申請の前に、まずはこのガイダンスをご視聴くだ

技能者向け　ガイダンス動画

事業者向け　ガイダンス動画

建設キャリアアップシステム
Construction CareerUp System

お問い合わせセンター
03-6386-3725
受付時間：平日 9時～17時
Email otoiawase@mail.ccus.jp

HOME	概要／スケジュール	運営協議会／総会資料	ご登録手続き／ご利用方法
建設キャリアアップシステムログイン	ガイダンス動画	インフォメーション	Q & A

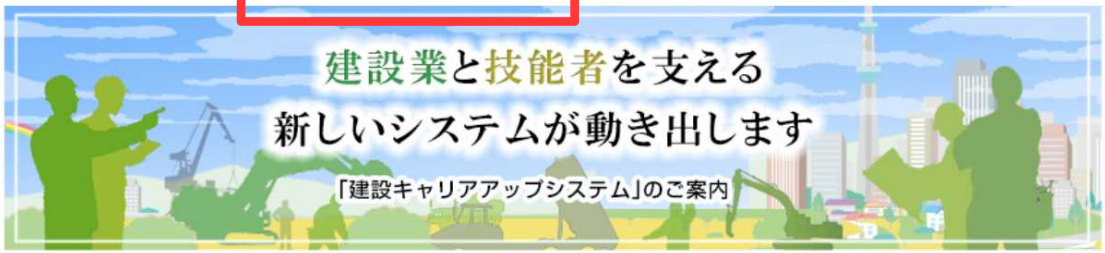

建設キャリアアップシステム　申請書のお取り寄せはこちら　»　申請受付中

建設キャリアアップシステム　インターネットによるお申込みはこちら　»　申請受付中

▸事業者

建設キャリアアップシステムに登録申請を検討される事業者の皆さまへ、システムの概要や、イン
ます。

■事業者ガイダンス動画リスト

- 事業者情報登録申請　概要
- 事業者情報登録申請　インターネット申請

事業者

建設キャリアアップシステムに登録申請を検討される事業者の皆さまへ、システムの概要や、インターネットを介した登録申請方法を動画でご説明します。

■事業者情報登録申請　概要　（全体視聴時間：27分）

建設キャリアアップシステムが運用開始された後のイメージや、システムを利用することのメリットなどについてご紹介します。

すべて再生する　内容をPDFで確認する

Section	タイトル	再生	内容
–	はじめに	▶	・はじめに ・建設キャリアアップシステムとは
1	システムの利用イメージとメリット	▶	・Section先頭 ・建設キャリアアップシステム　利用開始までの流れ ・建設キャリアアップシステムのメリット ・建設キャリアアップシステムの技能者情報の取り扱いについて
2	登録申請の流れ	▶	・Section先頭 ・事業者情報の登録申請方法 ・インターネット申請の流れ ・郵送申請・窓口申請の流れ
3	その他補足事項	▶	・Section先頭 ・事業者確認書類の準備　事業者証明書類 ・事業者確認書類の準備　社会保険等の加入証明書類 ・事業者登録料・利用料 ・IDについて ・管理者IDと現場管理者ID
–	お問い合わせ先	▶	・お問い合わせ先

タイトル選択

動画視聴

建設キャリアアップシステム　ガイダンス動画　事業者情報登録申請　概要

事業者確認書類　社会保険等の加入証明書類

■社会保険等の加入証明書類
事業所の形態に応じて、該当する社会保険等の加入証明書類をご準備ください。

健康保険 加入証明書類
健康保険（社保）　国民健康保険
国民健康保険

年金 加入証明書類
厚生年金　国民基礎年金
国民年金

雇用保険 加入証明書類

その他労災保険など 加入証明書類
建設業退職金共済制度 加入証明書類　中小企業退職金共済制 加入証明書
建設業退職金共済契約者証　労災保険特別加入証明書

Copyright (C) 2018 一般財団法人建設業振興基金 All Rights Reserved.　31

動画視聴

建設キャリアアップシステム　ガイダンス動画　事業者情報登録申請　概要

事業者確認書類の準備　事業者証明書類

■建設業許可がある場合

建設業許可証明書（写し）1点

または

建設業許可通知書（写し）1点

- 上記書類に記載の建設業許可番号から建設業許可データを参照します。
- 建設業許可データより資本金を確認し、事業者登録料が算出されます。

申請書取り寄せフォーム①

一般財団法人 建設業振興基金

申請書類の取り寄せ

建設キャリアアップシステム
Construction CareerUp System

お問い合わせセンター
03-6386-3725
受付時間：平日 9時～17時
Email otoiawase@mail.ccus.jp

HOME	概要／スケジュール	運営協議会／総会資料	ご登録手続き／ご利用方法
建設キャリアアップシステムログイン	ガイダンス動画	インフォメーション	Q & A

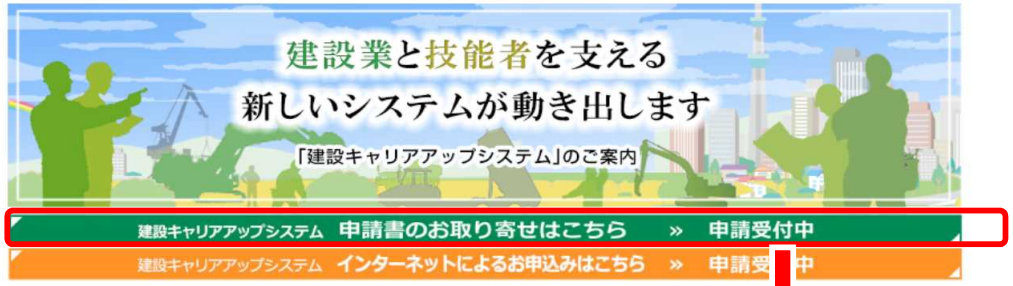

①はじめに納入先コードを登録

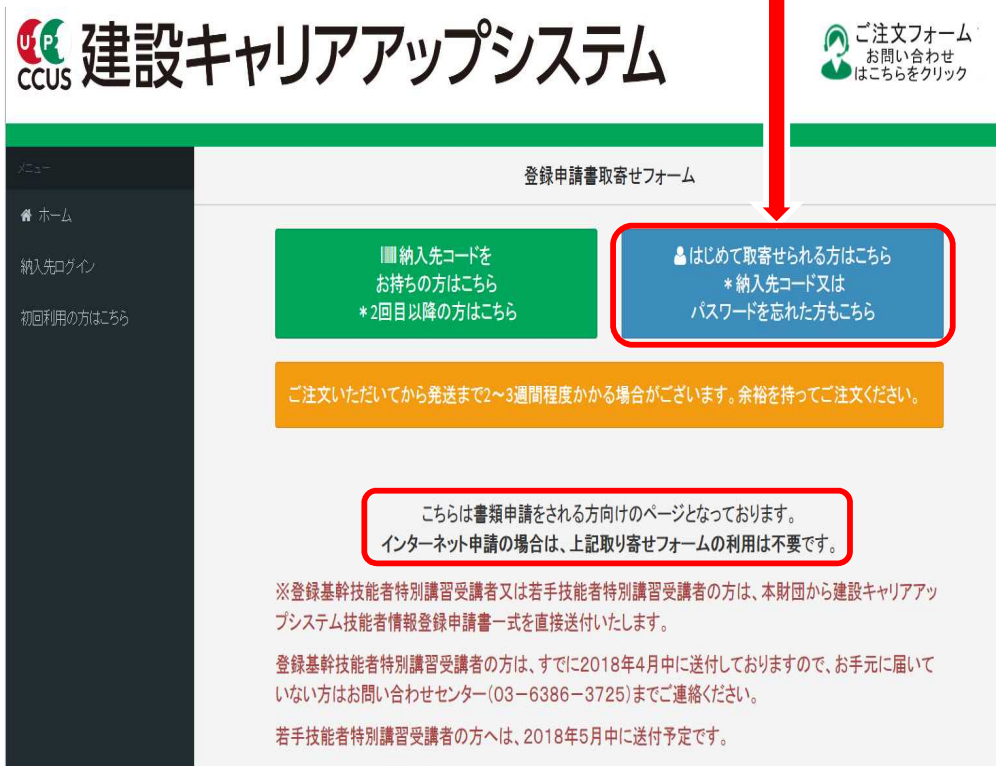

②納入先情報を記入

③納入先情報の登録・確認

申請書取り寄せフォーム②

一般財団法人 建設業振興基金

④納入先コードの決定とパスワードの設定

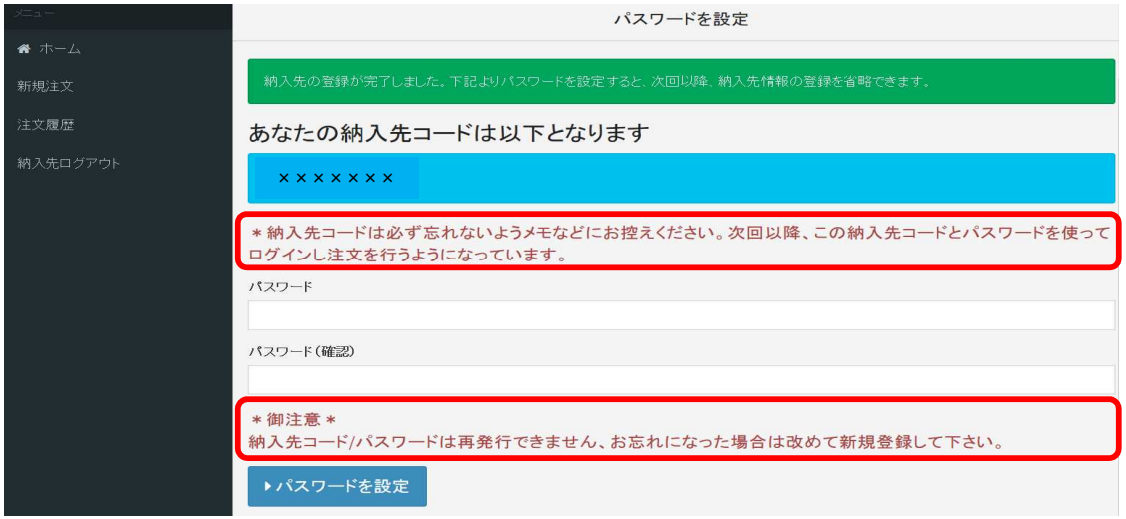

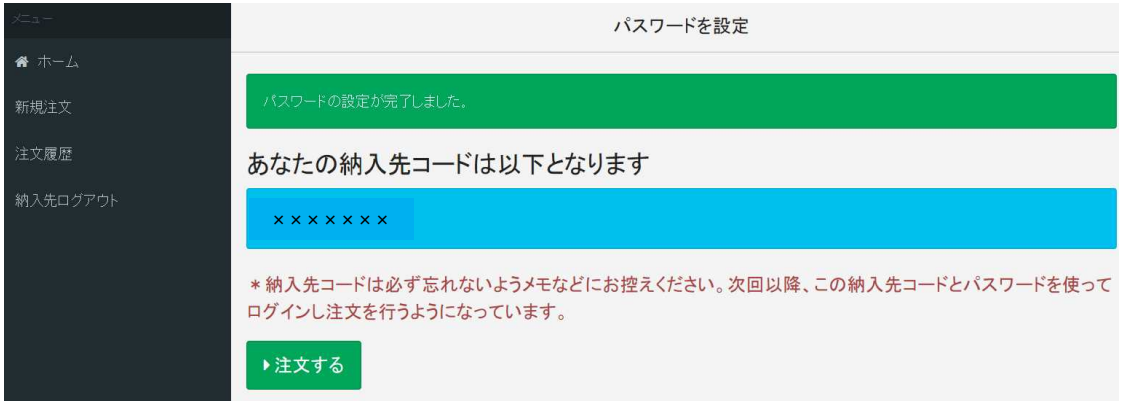

⑤申請書類の注文（納入先コードとパスワードを入力）

⑥申請書類の注文

⑦注文の確定

申請書類について

一般財団法人 建設業振興基金

○登録申請書一式

技能者登録申請書一式

申請封筒には以下の書類等が同封されています。

①「技能者情報登録」のご案内（本ご案内） 1枚

②技能者情報登録申請書　10枚
　および証明書類チェック用紙　1枚
　計11枚セット

③コンビニエンスストア専用払込票　1枚

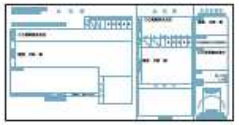

④「技能者情報登録申請書」の手引　1冊

⑤登録申請書コード表　1冊

⑥登録申請書専用封筒　1枚

⑦その他パンフレット等

事業者登録申請書一式

申請封筒には以下の書類等が同封されています。

①「事業者情報登録」のご案内（本ご案内） 1冊

②事業者情報登録申請書　6枚
　および証明書類チェック用紙　1枚
　計7枚セット

③「事業者情報登録申請書」の手引　1冊

④登録申請書コード表　1冊

⑤所属技能者の方の「建設キャリアアップシステム
　技能者情報登録申請」にあたってのお願い　1枚

⑥登録申請書専用封筒　1枚

⑦その他パンフレット等

建設キャリアアップシステム
Construction CareerUp System

お問い合わせセンター
03-6386-3725
受付時間：平日 9時～17時
Email otoiawase@mail.ccus.jp

HOME	概要／スケジュール	運営協議会／総会資料	ご登録手続き／ご利用方法
建設キャリアアップシステムログイン	ガイダンス動画	インフォメーション	

- ご登録手続き
- ご利用方法
- 登録申請書の手引
- 受付窓口連絡先リスト
- その他申請書類

建設キャリアアップシステム　申請書のお取り寄せはこちら　»　申請受付中

建設キャリアアップシステム　インターネットによるお申込みはこちら　»　申請受付中

申込書の手引（技能者登録、事業者登録、コード表）はHPからダウンロードも可能。

登録申請に関する資料

画像、またはタイトルをクリックするとＰＤＦ版をダウンロードできますので、印刷のうえ、説明会や社内での周知等でご自由にお使い下さい。

「技能者情報登録申請書」の手引

「事業者情報登録申請書」の手引

登録申請書コード表

登録申請書コード表 新旧対照表

事業者 加入社会保険等 証明書類見本一覧

○窓口の開設

6月15日から建設業振興基金・東京建設業協会合同の受付窓口を建設業振興基金5階に開設。その他、全国の窓口設置については、開設次第、HPで公開中。

7. システムの開発スケジュール

建設キャリアアップシステムの開発スケジュール

一般財団法人 建設業振興基金

平成30～31年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
システム	システム開発（就業履歴情報等に関するシステム開発）														
技能者情報（登録）	7月下旬以降：カード交付開始						技能者情報の登録								
							変更申請の受付・登録								
事業者情報（登録）	事業者情報の登録														
							変更申請の受付・登録								
現場運用（現場契約情報登録 施工体制登録就業履歴蓄積）							準備・調整			限定運用※			本運用		
活用・普及	説明会の開催、セミナーの開催									利活用の周知・普及					
	チラシ・パンフレット・ポスターの作成														

※限定運用・・・システムを利用できる現場を限定した上で、規模や工種など多様な現場で実施することにより、システムの安心かつ円滑な利用のための検証を行うもの。なお、限定運用を行う現場については、関係団体や事業者と調整して選定。

今後のスケジュール

1．限定運用の実施

○平成３０年中に建設キャリアアップシステムを概成し、限定運用の利用マニュアルを作成
○平成３１年１月以降、規模や工種など多様な現場でシステムの限定運用を開始。

2．普及促進活動

○建設キャリアアップシステム説明会＜冬期セミナー＞開催

■主催：建設業振興基金
■講演内容：
　第Ⅰ部　建設業振興基金　　（講演時間80分）
　　建設キャリアアップシステムの利用方法等について
　第Ⅱ部　国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課　　（講演時間30分）
　　建設キャリアアップシステムを活用した政策展開について
■講演時間：2時間、14:00～16:15（全会場共通）
■開催地：札幌、仙台、東京、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡
　　※東京は2回開催、計9開催地10回開催
■開催時期：2019年1月下旬～3月上旬
■受講人数：各地区200～300人程度

9. システムの利用規約、Q&A

建設キャリアアップシステムの利用規約、Q＆A

一般財団法人 建設業振興基金

１．利用規約の主な内容

○提供するサービス（第３条）：登録技能者や登録事業者が利用できる本システムが提供するサービスの内容
○登録料及び利用料と支払方法（第４条）
○禁止事項（第７条）：第三者のなりすましによる行為や本人以外による建設キャリアアップシステムカードの無断利用の禁止等
○秘密保持（第１６条）　　○個人情報の使用目的と保護（第１７条）　　等

２．主な問い合わせのＱ＆Ａ①　※本システムＨＰＱ＆Ａ一部抜粋等

Ｑ１：公共工事の現場で登録は義務付けられるのか

Ａ：システムの利用は任意となっておりますが、できるだけ多くの技能者・事業者にシステムを利用いただき、技能者の処遇改善が図られるよう、国土交通省において、システムに蓄積される情報を活用した建設技能者の能力評価制度の策定や能力評価制度と連動した専門工事企業の施工能力等を見える化する仕組みの構築が検討されています。また、建設技能者の能力評価制度の検討結果を踏まえ、高い技能・経験を有する建設技能者に対する公共工事での評価を検討することとされています。

Ｑ２：社会保険に未加入の作業員はシステムで現場入場を制限されるのか

Ａ：現場入場制限は、現場毎の元請事業者の判断となります。
システムには、社会保険の加入状況について、証明書類による確認の有無も含めて登録されますので、元請事業者による加入状況確認に役立ちます。

Ｑ３：システムの詳しい内容はどこに問い合わせればいいのか

Ａ：2018年3月からお問い合わせセンターを開局しましたので、お問い合わせいただければと存じます。
電話番号：03-6386-3725
メールアドレス：otoiawase@mail.ccus.jp

Ｑ４：カードを持っていない技能者は現場に入場できなくなるのか

Ａ：このシステムは、技能者の処遇の改善につなげるために技能者の就業履歴を蓄積することを目的としておりますので、技能者の方が漏れなくシステムへ登録されることが重要となります。カードを所持していない技能者について、現場入場を認めない取り扱いとすることを求めるものではありませんが、技能者全体の処遇改善につなげていくためにも、できる限り多くの技能者の登録が行われるよう、システムの周知を進めていきます。

２．主な問い合わせのＱ＆Ａ②　※本システムＨＰＱ＆Ａ一部抜粋等

Ｑ５：現場の技能者に説明をしなくてはならないが、説明用のわかりやすい資料はないか

Ａ：システムに関する概要説明の動画を建設キャリアアップシステムＨＰに掲載しておりますので、ご活用ください。また、他のＱ＆Ａでもシステムの詳細についての説明もしていますので、こちらもご確認ください。
今後も、システムに関する説明資料や最新情報をＨＰで掲載・更新していきます。広くご活用いただければと存じます。

Ｑ６：優秀な技能者の引き抜きにつながるのではないか

Ａ：引き抜きにつながるのではないかという懸念の声も踏まえ、技能者本人と所属事業者の双方の同意がなければ、その技能者の情報は他の建設事業者から閲覧できないような仕組みを基本としています。なお、設定前の初期値は非開示としています。

Ｑ７：カードを紛失したら個人情報が漏えいするのではないか

Ａ：カードにはＩＤ番号が記録されているだけで、個人情報は記録されません。技能者情報・事業者情報のいずれもクラウド上に蓄積するため、カードを紛失しても個人情報が漏えいすることはありません。

Ｑ８：登録情報の偽装はどう防ぐのか。発覚した場合の罰則は

Ａ：システムの利用にあたっては、利用規約に同意する必要があり、偽装が発覚した場合には、利用規約に従い登録の取り消し等などの措置を実施します。

Ｑ９：技術者も技能者登録の対象となるのか

Ａ：技能者情報登録の対象は、作業員名簿に掲載される者を基本としますが、技術者も登録が可能な仕組みとしています。

Ｑ１０：一人親方の場合は、事業者登録と技能者登録、両方が必要となるのか

Ａ：一人親方は事業者であり、かつ技能者でもあることから、事業者情報と技能者情報の両方について登録が必要となります。
なお、この場合の登録料のご負担は、技能者登録料のみとなります。

Ｑ１１：システムに登録する前の履歴はどのようにシステム上扱われるのか

Ａ：技能者情報の登録の際、技能者ＩＤ発行以前の「経験年数（職歴など）」を記載できる欄を設け、記載内容を技能者情報の閲覧画面に表示する予定です。例えば、技能者は「型枠工事を２０年。」、所属事業者は「この技能者は型枠工事を２０年経験したことを証明します。」と記載することが考えられます。

２．主な問い合わせのＱ＆Ａ③　※本システムＨＰＱ＆Ａ一部抜粋等

Ｑ１２：カードリーダーを置けない現場については、どうやって就業履歴を蓄積するのか。

Ａ：カードリーダーを置けない現場については、事後に技能者又は所属事業者（雇用する事業者）が、システムにログインして、「誰が」、「いつ」、「どの現場」等の就業情報を直接入力して、その情報の蓄積を可能とする予定です。その場合は、入力された就業情報の信頼性を高めるために、現場の元請事業者や所属事業者による確認が行え、その確認結果を閲覧画面に表示できるようにする予定です。

Ｑ１３：日によって異なる作業をする技能者（多能工）の就業履歴はどのように蓄積されるのか。

Ａ：現場毎に技能者の就業内容（職種・立場・作業内容等）を登録できます。
また、同一現場で日によって異なる作業の場合は、就業履歴の蓄積後に所属事業者がシステムにログインし、就業内容を日単位で変更することを可能としております。

Ｑ１４：小規模な現場も登録の対象となるのか。また、登録は一つ一つの現場単位で登録しなければならないのか。

Ａ：現場・契約情報の登録対象は、補修工事やリフォーム工事等を含め全ての現場が対象です。なお、小規模な現場の登録にあたっては、一つの現場・契約情報に複数の工事情報を登録することにより、集約して管理することが可能です。また、カードリーダーの設置については、現場監督者が複数の現場を巡回することを想定し、一つのカードリーダーを使用し、個々の現場情報を切り替えることにより、複数の現場で共有することも可能です。

Ｑ１５：工事によっては秘匿等を求められるので、現場・契約情報登録の際に、現場名を伏字等で表記してもよいのか。

Ａ：必要に応じて現場名を伏字等で表記し登録することが可能です。なお、就業履歴においても現場名を表示しますが、技能者がどのような現場に就業したかを示すためですので、どのような現場か分かる程度の伏字等にしていただく必要があります。
例：Ａ邸住宅新築工事
○○改築工事

Ｑ１６：元請が現場・契約情報を登録しない場合はどうなるのか。

Ａ：技能者若しくは所属事業者がシステムにログインし、就業実績を直接入力できますが、システムに登録されていない現場での就業実績であり、元請事業者による入力内容の承認も得られないため、カードリーダーの読み取りによる就業履歴と区別されます。

Ｑ１７：システムに登録された情報で、施工体制台帳や作業員名簿等の書類作成が出来るのか

Ａ：システムでは、登録された技能者、事業者と現場の情報を、全建統一様式に対応した施工体制台帳や作業員名簿等に自動入力する書類作成支援が行えます。なお、この書類作成支援を行うには、関係する技能者、事業者と現場の情報がシステムへ登録されたうえで、その現場の施工体制へ下請事業者とその作業員名簿を登録する必要があります。

２．主な問い合わせのＱ＆Ａ④　※本システムＨＰＱ＆Ａ一部抜粋等

Ｑ１８：書類作成機能で作成した施工体制台帳や作業員名簿等の帳票は、システム上、関係者間でやりとりできるのか

Ａ：書類作成機能で作成した帳票を、関係者がシステムにログインし、相互に閲覧・出力することができるようにする予定です。具体的には、施工体制で上位となる事業者が、下位の事業者が登録した作業員名簿等を閲覧・出力できること、また、施工体制台帳を、当該の元請事業者と一次下請事業者が相互に閲覧・出力すること等です。

Ｑ１９：登録の対象になる元請・下請事業者と技能者の範囲は

Ａ：事業者は、建設業の許可を取得していない業者や一人親方を含む全ての建設工事業者を対象としています。
技能者は、作業員名簿に掲載される技能者を基本にしつつ、将来的には建設工事に従事する全ての技能者を対象としており、運用開始後1年で約100万人、開始後5年をめどに全技能者約330万人の登録を目指しています。

Ｑ２０：手に職がない者（見習いなど）についても技能者登録の対象となるのか

Ａ：技能者情報登録の対象は、作業員名簿に掲載される者を基本としており、手に職がない者（見習いなど）についても対象としています。また、正規社員、非正規社員などの雇用形態も問いません。

Ｑ２１：技能者を雇用する場合、事業者登録と所属する技能者の技能者登録は、どちらを先に行うべきか

Ａ：事業者登録、技能者登録の順で手続きを行っていただきます。この順の手続きにより、技能者登録時に所属事業者が特定されますので、紐付けに関する手続きが軽減されます。

Ｑ２２：現場における立場（職長など）や作業内容は誰がいつ登録することになるのか

Ａ：元請事業者が現場・契約情報を登録した後、所属事業者は、技能者の就業内容（職種・立場・作業内容等）を記載した作業員名簿を、その現場の施工体制に登録することができます。これにより、現場毎に技能者の立場や作業内容等が登録され、蓄積される就業履歴に反映されます。

Ｑ２３：現場に出入りしないが、自社の加工場において、現場で使用する鉄筋や型枠を加工する技能者の就業履歴は蓄積できるのか

Ａ：自社の加工場等を、現場としてシステムへ登録することができます。この場合、システムに登録した他の現場と同様に就業履歴を蓄積することが可能です。

２．主な問い合わせのＱ＆Ａ⑤　※本システムＨＰＱ＆Ａ一部抜粋等

Ｑ２４：技能者がシステムの登録をしていても、所属事業者がシステムの登録をしていない場合は、技能者の就業履歴はどのように扱われるのか

Ａ：技能者情報の登録と、元請事業者による現場・契約情報の登録があれば、所属事業者登録がなくても、現場に設置したカードリーダーにカードをタッチする等により就業履歴は蓄積されますが、所属事業者による技能者の就業内容（職種・立場・作業内容等）の登録はされず、立場と作業内容が就業履歴に反映されません。

Ｑ２５：いわゆる応援の技能者の就業履歴はどのように登録されるのか

Ａ：建設業では労働者の派遣は禁止されており、応援元の事業者と応援先の事業者が両者間で適切な請負契約を締結する必要があります。
その上で、応援元の事業者は応援先の事業者の下請事業者としてシステムに登録され、応援元の事業者に所属する技能者として従事した就業履歴が蓄積されます。
ただし、建設業務労働者就業機会確保事業により、厚生労働大臣の許可を受けて、技能者が応援先の事業者に送り出された場合は、受け入れた事業者に所属する技能者として従事した就業履歴が蓄積されます。

Ｑ２６：建設キャリアアップシステムに現場入場者の入退場管理機能はあるのか

Ａ：建設キャリアアップシステムは技能者の就業履歴を業界横断の共通ルールで蓄積し、その蓄積された就業履歴等から処遇を改善していくことを主な目的としておりますので入退場を管理する機能はありません。 但し、このシステムは認定された民間システムと連携することも可能としており、例えば技能者がキャリアアップカードを入退場時にカードリーダへかざすことで就業履歴データの蓄積とともに入退場管理機能を備えたシステムであれば管理は可能となります。（カード情報の読取り状況により入退場時間と勤務時間が一致しないこともありますので注意は必要です）

Ｑ２７：元請事業者と下請事業者で費用負担は異なるのか

Ａ：元請事業者と下請事業者で共通に負担をしていただく費用は、事業者登録料と管理者ＩＤ利用料となります。 これとは別に、元請として現場を登録する事業者には、現場利用料を負担していただきます。 元請・下請事業者の料金体系と設定に関する詳細は、本紙「システムの利用料金」をご覧ください。